

出席議員(19名)

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵 美 子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	19番	大 沼 喜 昭 君
20番	大 沼 惇 義 君	21番	加 茂 紀 代 子 君
22番	伊 藤 一 男 君		

欠席議員(1名)

18番	加 茂 力 男 君
-----	-----------

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	小 池 洋 一 君

地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	佐藤松雄君
都市建設課長	佐藤輝夫君
上下水道課長	大久保政一君
槻木事務所長	平間信一君
危機管理監	吾妻良信君
公共工事管理監	松崎秀男君
税収納対策監	加茂和弘君
長寿社会対策監	水戸敏見君
産業活性化専門監	加藤善憲君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	薊千代君
生涯学習課長	笠松洋二君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎守
主 幹	相原光男
主 査	遠藤幸恵

議 事 日 程 (第2号)

平成19年12月10日(月曜日) 午前10時 開 会

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

太田研光

大坂三男

白内恵美子

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告に、18番加茂力男君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において13番星 吉郎君、14番水戸和雄君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（伊藤一男君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には議長から質問要旨を通知しておりますので、質問・答弁は簡潔、的確に行うよう要望しておきます。

それでは、11番太田研光君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔11番 太田研光君 登壇〕

11番（太田研光君） 11番太田研光です。教育関係の質問を一つさせていただきます。

質問事項は、「小・中一貫教育」に取り組めについてであります。

我が国の教育は、戦後、生まれや家族の収入、出身階層などにかかわらず、適性、意欲に応じて平等に教育の機会が保障されるべきという教育の機会均等の実現を基本理念と掲げ、我が国の発展の原動力となってきました。

しかし、その一方、少子化や核家族化、都市化の進展に伴い、これまで子供たちに対人関係のルールを教え、自己規律や共同の精神をはぐくみ、伝統文化を伝えると、こういった役割

を担ってきた家族や地域社会の「教育力」が著しく低下し、いじめや不登校、青少年の非行問題の深刻化などのさまざまな問題が生じる背景となってきております。

これまでの学校教育は、知識を一方的に教え込む教育に陥りがちであり、思考力や豊かな人間性をはぐくむ教育や活動がおろそかになっておりました。このような経緯を経ながら「ゆとり教育の導入」が強調された時期もありました。最近、国の中央教育審議会で、この「ゆとり教育」が見直されることになった。国際的に見ても我が国の小・中学校の授業時間数が世界の主要国に比較しても少なく、是正する必要も認識されてきました。

また、このような時期に政府の教育再生会議が12月に取りまとめる教育に対する改革の素案が明らかになってきました。それによると、子供の早熟化傾向を踏まえ、学校教育法制定以来の小・中学校の「六・三」制区分の見直しを明記しております。

六・三制見直しの理由として、一つは、小学4年、5年生の段階で発達上の段差があると説明しております。中学入学時の時点で不登校が増加している問題に対応する必要性があるとしております。

2番目は、小学校低学年から高学年に移るこの年ごろから思春期に入る生徒への対応や不登校の問題の解決には、中学校教員が関与できる体制が望ましい。

3番目は、小学校高学年から理科などの科目で専科教員による指導を行うべきだと指摘されております。

4番目は、9年制一貫教育の制度化で地域の実情に応じて弾力的カリキュラム編成ができる。

5番目は、小・中学校の間でカリキュラムの連携や教員、児童生徒の交流を進め、小・中一貫教育が推進できる。

このような教育に対する前向きな提言がなされる昨今、地方の教育現場においても教育に対して真摯な取り組みが必要ではなからうかと、こういうふうに思っています。

柴田町としても、「小・中一貫教育」の実施について検討されたらいかがかと、こういうふうに思っております。子供たちの頭脳や体格が早熟となりつつあることなどから、小・中学校の「学習指導要領」を固定的に考えずに、小学校高学年の学習指導要領と中学校の学習指導要領を交差し、小学生が早期により高いレベルの知識を教わることによって、一層の創造・応用分野への学力の向上が期待できるのではないだろうか、と、こういうふうに思っております。

さきの議会で、小・中学校生徒の学力向上について教育長から現況やその後の施策・心構えについていろいろとお聞きしましたが、そのことによって生徒の学力がそうやすやすと向上

するか疑問に思っております。

10月24日に発表された、ことし4月24日に実施した文部科学省の小・中学校生徒に対する学力調査結果の成績を見ても、宮城県の小・中学校の生徒は各県の成績と比較して下位にあることは明確でありました。宮城県の成績結果について、県の教育委員会のコメントは「詳しい分析はこれからだが、全国平均を下回る結果を真摯に受けとめ、学力向上の手だてをしつかりと講じなければならない」というふうに表明しております。

町教育担当者として、今回の学力調査をどのように評価し、どのように今後の施策に結びつけようと考えているかをお伺いいたします。今こそ抜本的に教育を見直すよい機会ではないかと、こういうふうに思っております。以上です。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

教育長（阿部次男君） それでは、太田研光議員ご質問の「小・中一貫教育に取り組み」についてお答えをさせていただきます。

我が国の教育は、「教育の機会均等」と「教育水準の維持向上」を理念としまして初等・中等教育の充実・振興を図ってまいりましたが、戦後60年を経て新しい時代にふさわしい教育基本法の必要性が高まり、新たに教育の目標等を規定するなどの改正が昨年12月に行われました。

その改正教育基本法の趣旨・理念を踏まえまして、学校教育法・地方教育行政法等のいわゆる「教育3法」の改正が今年6月に行われたところでございます。今後のスケジュールとしましては、平成20年の1月中旬に中央教育審議会の「答申」、そして平成20年3月には小中学校の新学習指導要領の告示が行われ、その後移行措置としての各小中学校の教育課程の編成と実施が行われる予定であります。

このような動きとあわせて、政府の教育再生会議において学校教育について多岐にわたる提言がなされてきたところでございます。その提言の中でも、我が国の初等・中等教育の根幹にかかわるものとして、いわゆる小中学校の6・3制の区分見直し、これが取り上げられております。

このことを踏まえて、ただいま太田議員から柴田町の教育の充実と水準向上のために町内においても「小中一貫教育」に取り組むようご意見をいただきましたことは、まさに時宜を得たご提言であると、町の教育をあずかる者としてまず感謝を申し上げたいと思っております。

「小中一貫教育」につきましては、現行の6・3制が小4ギャップ、中1ギャップと言われ

るように、子供たちの成長発達に必ずしも適切に対応できていない側面が見られることが指摘されており、その是正策として、既に一部小中学校では実践されているというものでございます。

その効果としましては、小学生と中学生が生活をともにすることによって、社会性が育成されたり、中学生が小学生を思いやることで自立心や精神面での成長が図られること、また中学校進学時の不安が解消されるなど、全体として生活面での安定や、あるいは学力面での意欲向上につながるなどが期待されております。

一方で、小・中学校の児童生徒を一体的に受け入れることが可能なだけの校舎規模が前提となり、既に実施している「小中一貫校」は、したがって新たに相当規模の小中学生が一緒になって一つの校舎で過ごせるような、それに見合った規模の校舎建築を行っているケースが多いという現状であります。

柴田町において実施する場合は、町の財政状況を見ながら、そして先導的な実践校がまだ極めて少数でもありますので、その成果を見きわめながら、今後関心を持って先進自治体、そして先進校の取り組みを見守ってまいりたいと考えております。

続いて2点目のご質問にお答えします。

今年度実施されました全国学力・学習状況調査の結果について、どのように評価し、どのように今後の施策に結びつけようとしているのかというご質問でございますが、ご指摘のように、宮城県は全国平均を下回る結果となり、またほかの都道府県との比較においても下位となる結果となりました。

このことについて、県教委では、「宮城県の小・中学生は、基礎的・基本的な内容についてはおおむね理解しているものの、学んだことを活用する力に課題がある」と報道機関へ発表しております。また、家庭での生活習慣や学習習慣につきましては、学校以外の学習時間が、いわゆる家庭学習等のことではございますが、全国と比べるとかなり少ない。テレビゲーム等をする時間が長いと、そういったことの課題があるというふうな実態がわかってまいりました。その一方で、早寝・早起き・家族一緒の朝食などは良好であるといったことや、また地域行事や清掃活動へ参加する児童が多い、部活動やスポーツに励んだり、家の手伝いをしている生徒が全国と比較して多いというそういう実態も明らかになっております。

学力につきましては、宮城県は全国と比較すると平均正答率が下回り順位も下位となっておりますが、実は全国平均をわずかに下回っているだけであり、またほとんどの都道府県が全国平均レベルに集中しております。宮城県も下位であるとは言いながらも全国レベルの水

準は確保していると、そういう見方もあります。このことについて、県教委は「学習内容はおおむね定着しているが、全国平均を下回ったことについては真摯に受けとめたい」というふうに公表しておるわけでございます。

町内の小中学校につきましては、小学校6校のうち、県平均を国語と算数、学力テストはこの2教科なわけですが、国語と算数ともに上回った学校が3校ございました。全国平均を国語で上回った学校はこれまた3校ありました。また、中学校3校のうち県平均を国語・算数ともに上回った学校が1校ありました。全国平均を国語・算数ともに上回った学校も1校ありました。町内全体の平均正答率は、全国・県とほぼ同等レベルであり、学習内容はおおむね定着しているものと受けとめております。しかし、わずかではあります全国平均、県平均を下回っておりますので、このことについては厳しく受けとめたいと考えております。

現在、町内小中学校におきましては、学校ごとに調査結果を分析し、課題を明らかにして、指導法改善や、あるいは児童生徒の学習習慣の形成など具体的な対策を立てて取り組んでいるところです。今後もこの調査結果を踏まえて、町内児童生徒の学力向上に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

議長（伊藤一男君） 太田研光君、許します。

11番（太田研光君） それでは、まず小・中一貫教育の問題についてご質問します。

今いろいろお話がありましたように、戦後長い間6・3制をやってきて非常にほころんできた、あるいは個人的な体格とかそういうようなことでというふうに言われましたけれども、全部一貫教育をすぐ入るというようなことはなかなか難しいと思うんですけれども、例えば教科担任制と申しますか、小学校で今クラス担任制をとっていると思うんですけれども、県の教育委員会のコメントを見ますと、不登校やいじめ問題が増加する中で、中1ギャップの解消や学力向上を目指して、県の教育委員会はことしから16小学校で教科担任制の授業を始めたと、こういうふうに書いてあるんですけれども、例えば小学校の6年生の中に教科担任制を取り入れると、こういう問題については町はどのように考えているかをお答えをお願いします。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。教育長。

教育長（阿部次男君） 教科担任制、小学校でのいわゆる教科担任制ということなわけですが、これにつきましては、実は一定規模の学年の学級数がないとなかなか先生方のローテーションがうまくいかないという部分がございます。実は、私も校長時代に、これはたしか1学年5学級と4学級の学校でした。5学級のところで教科担任をして一部教科

担任制をやった経験がございます。ただ、これはやはり4学級ないし5学級という規模があつてのことでありまして、多分今県下で16校とご指摘いただきましたけれども、実施しているところは相当規模、少なくとも1学年3学級以上の規模にはなっているかというふうに思います。そういったことを見ますと、町内では実際に船岡小学校が何とかやればやれないこともないかなという規模でございまして、そういったところをご理解をいただければなど。

それから、一部教科担任制につきましては、例えばそのねらいと申しますか、目的と申しますか、ただいまも答弁させていただきましたが、中1ギャップ、つまり小学校6年生から中学校1年生に上がるときに突然教科担任制になると。それによって非常に子供が精神的な負担を感じるということで、それを先取りして少し助走路をつけて小学校5年生、6年生で一部教科担任制にして滑らかに中学校に移行させよう、そういったところが非常に大きなねらいの一つにもなっています。

ところが、これについては実際やってみると、3年ほど校長としてそれをやってきましたが、中には、考えてみれば当然のことなんですが、中学校1年生に行くときにギャップを感じるようなことを小学校5年生から教科担任させるわけですから、同じようなことを小学校5年生がもう教科担任をどのように受けとめるか。つまり負担が非常に多いのだということがありまして、不登校ぎみになった子供も実際あります。つまり、先生がくるくるかわるということで、時間ごとに。実際やってみるといろんな問題点も出てきますので、そういったことをクリアしながら、今はむしろ学力向上と申しますか、先ほどご指摘いただきましたように専科の先生がという、つまりその先生の持っている得意分野でもって専科として教えてもらえるようなそういうふうな仕組みをつくっていくというのも一方法かな。そういう意味で一部教科担任制ということをいろいろこれから検討してまいろうかなというふうに考えております。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 太田研光君、許します。

11番（太田研光君） それでは、次に、今話がありましたように、学級数が多い場合と、こういふことで教科担任制というのが制限されるわけですがけれども、町内の小学生の生徒の推移についてちょっとお尋ねをしますけれども、大きい学校はそう問題ないと思うんですけれども、今後町内の小学校の生徒、こういう問題について、特に少人数の学校、そういうところが今後どのように推移、その人数、小学生が今までどおりの人数でいくのか、あるいは、いや、5年ぐらいは今の推移でいくけれども将来はこの人数については考えていくというふうな数字なのか。あるいは、教育上から考えると、今のようなクラスが少人数でも維持してい

けるのか。要するに、複合といいますか、複式学級に移行するおそれはないのかと、こういうようなことを考えますと、まず今後の少人数学級を有している小学校、こういうものがどのように推移すると考えておられるのか、お答えをお願いします。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。教育長。

教育長（阿部次男君） 現在、ご指摘いただきました少人数の学校については2校町内にございますけれども、複式学級にせざるを得ないと心配されるような学校は、実は1校ことしの春もございました、5年生と6年生が。実は複式学級というのは、県の基準によりますと二つの学年が合わさりまして16名というふうなことが基準になっておりまして、それを下回ると複式学級というふうな形で、つまり教員が二学年に1人しか配置にならないという意味なんです、そういう基準がございます。実は、町内の1校が非常に心配したのですが、それはどういうことかということ、例えば1人でも春に転校があると、3月に転校があるというふうなことになる、もしかするとそれに触れてしまうのではないかという心配ありましたが、実は県の方でもいろいろそうしたことに対するある程度の救済措置といいますか、考えておりまして、それを実はこちらでお願いをして、教員は通常どおり、いわゆる単独の学級で各学年がやれるように平成19年度は実施することができました。

平成20年度以降なんです、実はそれが解消されまして、つまり5年生以下はその心配がございません。それから、児童の推移についても、この学校につきましては今後ともしばらくはそういう状況で、現状のような状況で続くというようなところでありますので、当面は学校統合のようなことは考えなくてもいいのかなというふうに思っております。そのほかは特に、ほかの学校は心配なところはございません。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 太田研光君、許します。

11番（太田研光君） それでは、今の一貫教育については、これから町としても課題としてぜひ中央審議会の審議とか、あるいは国の成り行きを見てご検討願うとして、次は全国学力テストの結果についてもう一度ご質問をします。

4月に実施された文部科学省のテスト結果を見ますと、先ほど教育長もやんわりと言いましたけれども、実際は宮城県の小学6年生と、それから中学3年生ですけれども、受けたのは、東北6県では唯一平均点以下の県なんです。要するに、どちらも平均点以下で、私が見た数字では、小学生が30番ぐらいですか。それから、中学生が40番ぐらいの、47都道府県受けているわけですけれども、そういう位置にいるんです。だから、基礎学力が云々とかいろんなことを言われますけれども、本当に宮城県の、教育長がいろいろこれから詳しく調べるとか

言っていますけれども、抜本的に力を入れないと学力の向上にはならないのではないかと。それはどういうことかという、宮城県にいる人がもっともっと勉強ができるのであれば、もっともっとさらに自分の知識を伸ばしていける状況にある人がどこかの段階でもうあきらめざるを得ない。こういう状況にあるのではないかと。したがって、私は、基礎学力がいいからとか何だからとか、平均点ではどこどこへ行っていると言っていますけれども、要するに挑戦をして、そして少なくとも平均点ぐらいには行ってもらいたい。

例えば、東北6県のうち青森、秋田、山形の3県の成績を見ますと、別に優劣を比べるわけではないんですけれども、小学生の部で上から青森は4番目、秋田は1番目、山形は13番目なんです。中学生は、青森が4番目で秋田が3番目で山形は6番目なんです。そのとき、宮城県は小学生が30番ぐらいで中学生は40番目ぐらいに位置している。こんなことで、学力が基礎がどうだとかという以前に、私は教育全体を考えたときに、要するにいろんなことはあると思うんですけれども、子供の学力を向上させるということは、本当に大事なことでないかと、こういうふうに思うんですけれども、もう一度教育長をお願いします。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。教育長。

教育長（阿部次男君） ご指摘をいただきましたように、先ほども答弁させていただいたのですが、他県との比較といいますか、全国での比較、いわゆる順位でいいますと37位とか43位とか45位とかというそういう順位なのですが、実はそれがほとんどの都道府県が全国平均のところに集中しておりまして、せいぜい100点満点でいいますと5点差ぐらいのところみんな集中しているんです、宮城県もそうなんですけれども。もう少しわかりやすく言いますと、例えば100点満点で全国の平均が81だったときに、これは小学校の国語の知識に関する問題、例えば例として挙げたいと思うんですが、この場合には、全国が81点だというふうにする、宮城県は80点でした。つまり1点違いなんです。中学校も同じでした。中学校の国語の基礎でいいますと、小学校と同じように、全国が81点のときに宮城県は80点です。こういうレベルでございますので、1点違いで実はとんでもない差が出ている。つまり0.幾らというコンマの世界になっているんです。ある意味では、今いろんな分析されて言われていますが、むしろ日本の教育、我が国の教育というのは、いかに教育機会均等を図りながら高い水準を保っているかというそういう部分のところを見てもらわないと、という意見もかなり出ているわけでございます。

実は、町の平均の方もその範疇なわけですが、したがって、例えば子供の学力についていろいろと言う場合には、少なくとも子供向けには頑張ったと、よくやっているなど、全国

レベルじゃないのと、そういうふうな励ましを子供たちに向けた方がむしろ意欲向上につながるのかな。

実は、県レベルで、県教委レベルではいろんなことを言われておりまして、例えばどうも子供たちに宮城の学力が余りにも低いというマイナスイメージが非常に強いと。ところが、実態は今申し上げたとおりでございますのでそうではないんですが、順位でいうと低いということで、子供たちもそのことを親にも言われ、地域の方にも言われということがあってそういうふうにとらえているんだと思うんですが、中にはこんな深刻な話もありまして、子供から先生が、県は学力が低いから私もわかりませんという授業中に発言している子供がいるとか、中にはこういうのもあります。他県の方が、お父さんが宮城県に転勤になることになったと。そうしたならば、宮城は学力が低いからお父さんだけ行ってもらいますと。家族は残って子供の教育にこちらで専念します。何とこれは80点、81点、つまり1点差で、しかも80点とっている子供たちが学力低いと言われたら、もう本当に立つ瀬がないというか、私は子供がかわいそうだなというふうにとらえております。

ただ、問題なのは、文部省が公表しないようにということを前提にしておりますので、この部分がどの県でも、どの市町村も、どの学校も自分のところを言うのは構わないんですが、例えば柴田町教育委員会が町内の小中学校の平均正答率を全部お話しするというわけにはいかないということになっておりますので、何かかえってそのことが子供たちが学力低い、宮城の子供たちは学力低い。場合によっては柴田町の子供たちは学力低いというふうに悪いイメージでとらえられているのではないかな。本当に100点満点で80点とって学力が低いと言われたら私も怒りたくなるんですけども、そんなところで、むしろ子供たち向けにはおまえたち頑張ったな、全国レベルだよと。先生方にはそのようにお話ししてくださいと校長会ではお話ししております。

ただし、問題なのは、我々の使命は、1点でも多く子供たちに学力つけてあげたいというそういう使命があるわけですから、先生方がどうするかはまた話が別ですので、学校、教師はとにかくこれを厳しく受けとめて、順位のことも含めて何とか学力向上を図りたいということで具体的に今検討しながら、前回の議会、9月議会のときにも答弁申し上げましたけれども、必要であればそのことについて再度繰り返してお話し申し上げてもよろしいんですが、そんなところで今取り組んでいるところでございます。

議長（伊藤一男君） 太田研光君、許します。

11番（太田研光君） その次に、今度は授業時間の検討というのがやはり中央の審議会でも出

ていますけれども、小中学校、町の方におりてきます。その時間数というのが、一節によると、小学校は35時間ぐらいプラスとかいろいろ言われていますけれども、そういうものが教育の上でどういうふうに影響してくるかといいますか、今後変わってくるのかなと、こういうことをちょっと考えていますので、教育長の方からお願いします。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。教育長。

教育長（阿部次男君） これから学習指導要領と、それから学校教育法施行規則等で授業時数等について、その配当についていずれ、多分4月1日からは移行措置という形で実施されるようになると思うんですが、小学校につきましては、低学年は2時間ほど、それからそれ以上は1時間ほどふやそうと。それから、中学校の方も1時間ほどふやそうと。ふやすということは当然どこかを減らすということもありますので、総合学習を1時間ほど減らそうと。それから、若干あと工夫をして何とか低学年の方は2時間ふやそうと。そんな計画であるようにございます。ただ、正式にはまだそれについての告示はございませんので、多分そのようになるだろうという現時点のことでございます。

議長（伊藤一男君） 太田研光君、許します。

11番（太田研光君） それでは、今の学力問題について最後をお願いをしたいんですけども、結局ここで学力が1点、2点どうだとか、あるいは応用問題ができないとかということについてこの前もいろいろ議論しましたけれども、要するに先生と生徒と保護者といいますか、こういう3者の関係、特に柴田町でいえば教職員の方が230名からいるわけですけども、この人たちがやっぱり教えるということに対してもっと真剣に取り組んでいく必要があるのではないかと。あるいは、系統的にといいますか、この試験結果が出たわけですから、当然自分の学校の長所、短所はわかるわけですから、私は要望事項なんですけれども、ぜひ教員の力を結集して、そしてとにかく試験が終わった後に言いわけをするということではなくて、どこから見ても宮城県の教育は他に比類がないくらい頑張ったんだと。あるいは、子供たちも頑張ってもっといい学校に進めるよと、こういうふうに言ってもらいたいんです。そうしないと、例えば宮城県が富県思想といいますか、いろいろ知事以下一生懸命頑張っている宮城県に学力が低いから行きたくないんだというような、子供たちに言われるような県では、将来宮城県が本当に発展していけるかどうか。我々は年とってあの世に行ってしまうからいいんですけれども、若い人たちの希望というものが、そういうものをつくり出していかなければというふうには教育については考えています。したがって、ぜひ今度はひとつ教員のところで、230名からの教職員がおるわけですから、この方々にこのテスト結果といいますか、あるいは

分析結果をもとにして、柴田町の将来を担っていただける子供たちに対して、学力向上といいますが、人格の向上といいますが、それも含めて向上策をとっていただきたい。以上で質問を終わります。

議長（伊藤一男君） これをもって11番太田研光君の一般質問を終結いたします。

次に、5番大坂三男君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔5番 大坂三男君 登壇〕

5番（大坂三男君） 5番大坂三男でございます。大綱2問にわたって質問いたします。

1問目、新たな長期総合計画の策定を。

柴田町では、平成13年度を初年度として22年度までの10年間を計画期間とした「柴田町新長期総合計画（新しばた21）」が策定されております。計画期間の折り返し地点も優に過ぎ、町政を取り巻く情勢も大きく変化していることを考慮すると、新しい計画の策定を検討しなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。長期総合計画を一言で言えば、総合的、長期的なまちづくりの将来目標を決め、その実現に向けての基本方針を定めた計画であります。新たな総合計画づくりに向けて町はどのような考えを持っているのか、私の現状認識をもとに何点か質問いたします。

10月と11月に行われた平成19年度「まちづくり町民懇談会」で、町長はあいさつの中で、地方交付税が約1億円ふえ、財政調整基金が5億5,000万円になったことで財政再建への明るい見通しがついたことを示す一方で、そのことで財政規律が緩むことがあってはならないとも発言されておりました。私は、3カ所の懇談会に出て参加者の意見を聞かせていただきました。町民の皆様の発言を聞いていますと、町の財政が大変厳しいことを理解されているせいか余り無理な要求はなく、身近な問題や本当に困っていることについての意見、要望が多く出されていたように思います。財政再建中であり、町長が言うように財政規律を保たなければならないことは十分わかりますが、しかし、公共施設、学校の雨漏りやトイレの修理修繕、常時冠水地区の解消などすぐに対応しなければならないことが多々あったように思います。懇談会全体で出された意見や要望についてどのような項目があったのか、明らかにしていただきたいと思います。

決算審査特別委員会の質疑の中で、今後10年間の待機事業や柴田町として今後やらなければならない事業をまとめて議会や住民に提示するとした答弁がありました。これは大変画期的なことであり、住民、議会、執行部が同じフィールドで議論することが可能となり大変いいことだと思います。

しかし、その優先順位を決めておくためには、柴田町が将来どのようなまちづくりに取り組んでいくのか目標を明確にすることが大切です。そして、その目標に向かって住民、議会、首長、職員など全員参加のもとで新たな中長期の総合計画を策定することがぜひとも必要なことであると思います。

現在の柴田町の新長期総合計画は、初めに掲げた基本構想を受けて、基本計画が前期と後期に分かれ、前期は平成13年度を初年度として17年度まで、後期は平成18年度から22年度までを目標年度としております。さらに、その具体的な実施計画は、向こう3カ年に実施すべき施策や事業を財源の裏づけまで付して定めております。町長が当選したのは平成14年の7月ですから、前町長が定めた基本計画を忠実に実行してこられたのではないかと思います。しかし、基本計画策定後7年目に入った中で、人口減少時代への突入や都市と地方の格差の広がり、地方分権の推進、三位一体の改革など策定時には予想していなかったことが次々と起こり、柴田町の新長期総合計画は相当のおくれを生じております。

また、障害者自立支援法の制定、後期高齢者医療制度の導入や健康づくり、企業立地促進法の制定などの新たな制度も生まれており、計画が時代に合わなくなってきております。平成19年度にスタートした財政再建プランが順調に推移し、柴田町の財政破綻といった最悪の事態を回避するめどが立った今こそ、明るい柴田町の未来を切り開くためにも新たな総合計画がぜひとも必要なのではないかと思うがいかがでしょうか。

これまではコンサルタントに作成を依頼したり、内容についても実際に実現可能かどうかに関係なく、歳入の増加を期待して地域の夢を膨らませる計画を多く盛り込む傾向にあったように思われます。総合計画の真の目的にそぐわない計画づくりであったと思えてなりません。今まではそういう作り方が許されたとしても、これからは変えなければならない。自治体の財政は大変厳しく、これまでのように自然に税収が伸びることは期待できない。もはやビルド&ビルド、いわゆる施策や施設の拡大や量的充足は望めなくなっております。これからの自治体の総合計画はスクラップ&スクラップ、いわゆる施策や施設の統廃合をも考慮しながら質的な面を重視するような計画にしていかなければならないと思います。策定に当たっては、選挙公約が単なるスローガンからマニフェストに進化したように、本町においてはやはり財政シミュレーションとリンクした中で、着実に努力すれば実現可能な実効性のある計画にしなければならないと思います。

そこで伺います。

1) 柴田町として新たな計画をつくるつもりはあるのか。2年間程度の策定期間を見て平成

22年度を初年度とする計画としてはどうか。

2) 策定に当たっては、まず現状の諸課題を抽出する必要があるのではないか。さきに指摘した今回の懇談会での住民の要望などから、直近の課題等を踏まえ、これまでの計画の総合的な評価を行う必要があると思う。新たな総合計画策定の前段階として平成20年度に住民や議会を交えた総合計画フォローアップ会議を組織して検証作業を始めてはどうか。

3) 計画策定に当たっては、時代の変化をとらえる必要がある。将来どのような社会を目指すつもりか。町長は、まちづくりの概念としてコンパクトシティ構想を掲げている。本議会でも何度か取り上げられているが、その構想が目指す目標像が見えてこない。早急に住民と議会と執行部がイメージを共有できるようコンパクトシティ構想の研究会を設置すべきであると思うがいかがか。

4) 今度の計画では従来の考え方から脱皮し、現実的で実行可能な計画を策定すべきです。そのためには、財政シミュレーションとリンクした計画とすべきと思うがいかがか。

5) 10年間で想定した計画となれば、道州制の流れの中での広域行政と基礎自治体との関係も念頭に置かなければならない。計画策定に当たって自治体の再編の可能性をどのようにとらえて計画を策定しようとするのか。

2 問目、町の商工振興策と活性化への取り組みは。

本町では、本年9月議会において企業立地促進条例が可決され、平成19年10月1日から施行されることが決まりました。宮城県においても企業立地優遇策の財源確保のために独自課税「みやぎ発展税」の導入や自動車生産会社の立地が決まるなど、行政による産業振興推進事業の話題が活発になっております。各自治体は、競って優遇策を設け、誘致競争はさらに激しさを増していくものと思われま。

本町では、新たな条例に基づいて企業の誘致に取り組むこととなりますが、特に工場や事業所を立地するための用地の面で適当な場所が少ないことや、土地代が高いなど一番肝心なところで厳しい状況となっております。

もちろん企業誘致も一つの手段ではありますが、一方で商店街の活性化や交流人口の増加、教育、文化、福祉、子育て支援、健康づくり事業などいろいろな要素をより充実させることで柴田町の活性化と発展が達成されるのであります。

例えば、福島県の矢祭町では「スタンプ券、商品券で納税ができる」制度を実施しております。商工会の提案で、町とスタンプ会が連携して行っている商店街の活性化事業であり、地元商業者が発行する買い物スタンプや商品券で納税や公共料金の支払いができるようにした

ものです。商工会の誘客サービスを活かしたユニークな制度で、地元商店街の活性化と税収アップの一石二鳥をねらった取り組みとして全国的な注目を集めております。その結果、これまで余り関心がなかった若者がスタンプを集めるようになったり、買い物でスタンプを要求する人がふえているなど、スタンプ券や商品券の利用範囲が拡大したことで買い物客の意識が地元商店街に戻りつつあると報じられております。宮城県でも南三陸町や多賀城市でこのような制度が導入されております。

そこで、町の商工振興策や活性化に関連して質問いたします。

1) 柴田町の商工会では上記制度の導入を望んでおり、町の協力を強く期待しております。スタンプカードや商品券で納税ができる仕組みの検討を始めるなどぜひ協力すべきだと思いがいかがか。

2) 現在町が取り組んでいる企業誘致活動の現状と町内の民間事業者などの立地や事業展開の動向はどうなっているのか。

3) 県のエコファクトリー構想を活用した市町村の企業誘致の動向は把握しているか。

4) 企業等の誘致のためには町の社会基盤の整備や環境整備も大事である。そのためには、国や県への働きかけも重要だと思うが、町長としてどのように考え、どのような活動をしているのか。

5) 企業優遇策により税収が減ったり歳出がふえた場合、地方交付税で措置するなど国の支援はあるのか。

6) 柴田町が構造改革特区や地域再生計画事業に認定されたと聞いたが、どのような内容でどんなメリットがあるのか。

7) 財政再建プランで観光協会の廃止が決定しています。来年のさくらまつりはどのようになるのか、関係者の間で不安の声も上がっております。例年どおり続けるための方策をどう考えているのか。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長、1問、2問、許します。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） 大綱2点ございました。

まず、第1点目、新たな長期総合計画の策定についてでございます。

その前に、まちづくり町民懇談会で出された意見や要望等についてでございます。

大まかな概要については、今定例会の初日に町政報告でまちづくり町民懇談会の開催状況として報告したとおりでございますが、質問として多く聞かれましたのが現在の財政状況や税

の収納対策など行財政運営に対するものが多く、本年度当初に全戸配布いたしました「よくわかる町の予算と仕事」を町民の方々がよくお読みになっているというふうに感じることができました。また、具体的な要望につきましては、大雨どきの冠水対策、ごみの分別、道路整備など生活や環境に関する要望が中心でございました。これらにつきましては、現在詳細にまとめ上げている状況であり、具体的な内容につきましては後日町民の皆さんにお知らせする運びとなっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

長期総合計画について、まず1点目でございます。

平成22年度を初年度とする計画をつくってはどうかということでございます。

ご指摘もございましたけれども、柴田町新長期総合計画（新しばた21）は、平成13年度を初年度として目標年次を平成22年度とした総合計画でございます。策定には3年間を費やし、平成10年度には町民アンケート調査の分析、平成11年度には基本構想の策定、平成12年度には基本計画を策定いたしました。議員おっしゃるとおり、平成13年度を初年度とした向こう10カ年の基本構想や、それを受けた施策などを盛り込んだ前期5カ年計画の基本計画は、私が就任する前に策定されたものでございます。しかし、基本構想は議会の議決を得てわずか1年と4カ月しか経過していないこともありましたので、その計画を継続して、私自身の考えは平成18年度を初年度とした向こう5カ年の後期基本計画に基本的な方針や目標達成のための各施策を盛り込ませていただきました。

しかし、少子高齢化社会に伴う医療制度の改革、それから地方に配慮した税制の改革、新地方分権改革の平成21年度秋の答申を踏まえまして、柴田町を取り巻く環境が大きくこれから変わっていくということでございますので、早急に長期総合計画の改定が必要であるというふうに考えておりますが、まず総合計画策定に向けた準備段階として、平成20年度には財政再建プランによる長期財政計画の状況と住民からの要望や施設等の改修、それから建てかえなど、今後10年間にしなければならない、これは待機事業と、それから懸案事業と呼んでおります。住民がこれまで要望している。いっぱいございます。それを町民の皆さんにお示しして、ではこの10年間に何から柴田町は優先してやっていかなければならないのかということ意見をよく聞いて、平成21年度に柴田町新長期総合計画策定委員会を立ち上げまして、町民の意識調査や町民懇談会、そうしたものを実施しながら早急に策定したいと考えております。

2点目、これまでの計画の検証でございます。

新たな総合計画を策定するに当たり、これまでのさまざまな施策の成果や目標達成するため

の事業などの検証はぜひ必要であり、そこで検証された内容を今後の総合計画に反映していくことは非常に重要なことでありますので、今後さまざま角度から検証してまいります。

その検証すべき一つの事項として、平成18年度からの後期基本計画に試行的ではありましたが、平成22年度の目標年次に各事業や施策をどれくらい達成しようとするのか、38の施策に78項目の成果指標、数字である指標を設定いたしました。

そこで、平成20年度は後期基本計画の中間年に当たることから、まず各事業や施策の成果指標の達成状況を把握分析して、残された年度で目標達成に向けた施策を展開するとともに、最終的に目標年次の達成状況を検証し、新たな総合計画に反映させ、町民の皆様が満足していただけるまちづくりを目指してまいりたいというふうに考えております。

3点目、コンパクトシティ構想についてでございます。

コンパクトシティ構想は、合併戦略から自立戦略に方向転換した際の町のコンセプトとして町が目指す基本プランとしてうたったものでございます。平成18年度からの後期基本計画に理念として掲げました。また、9月議会で星議員からその必要性についても質問がございましたが、その方法は無秩序な市街地の拡大を抑えて、町に住む人たちが暮らしやすいように、これまで形成されてきた都市基盤などのインフラを再活用しながら、中心市街地の活性化、環境との共生を図りながらまちづくりを進めるとともに、町中に人を呼び込む人的交流や情報文化の発信によって町中ににぎわいを取り戻していこうという考え方でございます。

その中心核として船岡駅周辺、都市計画街路大沼通線・新栄通線、これはヨークベニマル付近でございます。それから、北船岡地区の国道バイパス周辺、これはサンコアの近くでございます。槻木駅前周辺の地域の特色を生かした再整備を行い、そのコンパクトシティ間を道路や情報網、人材ネットワークで結び、さらにコンパクトシティと農村が相互の関連性を認識し、連携することによって共生することができるような構成を考えていきたいというふうに考えております。

議員おっしゃるとおり、確かにコンパクトシティという概念だけが先行し、必ずしもその具体像を明確にするに至っていない状況でございます。コンパクトシティの考え方を明確にし、今後のまちづくりに導入するために、現在企画財政課で調査研究に取り組んでおりますが、多様な観点から検討する必要があり、専門性が求められることから、試行錯誤の状況でございます。柴田町らしいコンパクトシティ構想実現には、計画づくりから実現に至るまでの長期間にわたり、関係する住民や行政や議会の協働が不可欠であり、どのような方法、手段で具現化していけばよいのか検討するとともに、平成20年度からの総合計画策定準備の中で専

門家や町民、議員を交えた勉強会を研究、実施できるよう前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

財政シミュレーションとのリンクでございます。

これまで町では基本構想の将来像実現のための各施策を展開するに当たり、右肩上がりの時代背景もあり夢を膨らませる計画となっていた嫌いがありました。しかし、これまでに経験したことがない少子高齢化社会を迎えるとともに、人口が減るということでございます。人口が減るということは税収も減ってくると。そうした右肩上がりではなくて下がり時代を見据えた計画づくりが必要ではないかというふうに考えております。

基本構想に示されたまちづくりの目標を実現するためには、それを担保する財源基盤が必要でありますので、計画策定に当たっては財政シミュレーションを組み入れたいというふうに考えております。現在、財政再建プランに示してあるとおり、財政状況は大変厳しい状況でありますので、最優先で実施しなければならないのは、私は教育施設の改修、改善、これも実はままならないという状況でございます。今後国の地方財政措置等で財政状況が好転しない限りは、新たな計画に大型のいわゆる箱物、新規事業を盛り込めることは難しいのではないかと考えております。今後の財政状況をかんがみながら身の丈に合った実現可能な事業を展開し、将来像実現のための施策や政策を掲げていかざるを得ないというふうに思っております。町の財政状況を町民や議会とともに共有し、「金太郎あめ」と言われるような計画ではなくて、町民・議会・行政が一体となって柴田町らしい計画を策定したいと考えております。

次は、今後の基礎自治体のあり方でございます。

道州制という話が出ております。道州制は、国と基礎自治体である市町村の間に位置する広域自治体のあり方を見直すことによって、国と地方の双方の政府を再構築しようとするものでございます。道州制を導入する場合には、国、広域自治体、これを道州と呼んでおりますが、及び基礎自治体である市町村の役割分担が体系的に見直され、道州から市町村へ、また国から道州への大幅な権限移譲が行われることが想定されます。

住民に身近な行政については市町村が総合的に担うこととなりますので、基礎自治体である市町村が地方分権に対応した安定的な財政基盤と行政体制の構築が必要となってきます。道州制が実現した場合は、将来の基礎的自治体として人口が20万から30万が必要となりますことから、今後の自治体の再編、つまり合併です。今後の自治体の再編も視野に入れておかなければならないというふうに思っております。しかし、当面広域行政の推進に当たりまして

は、仙南2市7町で構成しております仙南地域広域行政事務組合において広域連携を図り、広域的な課題や事務、事業の共同化をさらに図ってまいります。今後の総合計画策定に当たりましては、まず柴田町として自立、発展できる財政基盤を確立し、元気でにぎわいのあるコンパクトシティ柴田を目指すとともに、広域的に共同事務処理を行った方がよい事務につきましては、仙南広域での機能合併を推し進め、広域行政のさらなる機能強化を図ってまいります。

大綱2点目、町の商工振興策でございます。

まず、スタンプカードや商品券での納入の件でございます。

町の納税方法の現状は、これは決まっております、地方自治法の規定により口座振替、納税貯蓄組合、納税納付書による納付を採用しております。近年、商工会が取り扱う商品券やポイントカードを金券として納税を初め公共料金の支払いに使用できる仕組みづくりを行う市町村が出てきております。その実施市町村の実情を見ますと、商品券のほとんどが納税に利用されている結果が出ております。先ほど申しましたように、法律では税金や公共料金を地方公共団体に納入する場合は、現金か有価証券となっていることから、柴田スタンプ会発行の「はなまるカード」や共通商品券での納付はまだ実施しておりません。商工会が発行する共通商品券や「はなまるカード」で納税や公共料金の支払いに充てることは可能であります。役場会計窓口または槻木事務所で取り扱う場合には、商工会商品券小切手手帳及びポイントカードの電子読み取り機器の読み取り作業及び小切手の発行、小切手と納付書の管理及び納付、領収書の送付などの新たな業務を取り扱う担当が必要となってまいります。ですから、その仕組みづくりを明確にするためにも、柴田スタンプ会や商工会と一緒に検討委員会を組織し、前向きに導入に向けた検討を始めてまいりたいと思っております。しかし、導入するには町民の理解と協力がぜひとも必要ですので、商工会、スタンプ会、町もこの啓蒙活動が重要だというふうに考えております。

2点目、町が取り組んでいる企業誘致活動でございます。

今現在、柴田町のエリアは、県が基本計画に策定した「みやぎ高度電子機械産業活性化協議会」や「宮城県南地域雇用開発計画」に盛り込まれました、柴田町が。さらに、町においても「柴田町企業立地促進条例」を策定するなど、企業誘致活動にかかわるものについては積極的に取り組んでおります。町では、企業立地促進条例に向けた優遇制度についてパンフレットを作成しておりますので、町内企業や仙南地域の各企業を訪問しPRを積極的に行うとともに、県の企業立地推進課や柴田町内工場等連絡協議会、仙南職業訓練センター、宮城県

経営者協会仙南支部等にパンフレットを持参し周知してまいりたいと思っております。

また、最近では企業立地優遇策についての問い合わせも来ております。積極的に誘致に向けたPRを行ってまいりますが、問題は町内の土地の坪単価が高いことでもあり、企業の進出が難しい状況となっておりますので、早急な打開策を検討しなければならないというふうに思っております。

3点目、県のエコファクトリー構想を活用した市町村の企業誘致の動向です。

エコファクトリー、初めて聞く方もいらっしゃると思うんですが、環境関係、リサイクル関係の工場等のことでございます。

宮城県のエコファクトリー構想は、平成14年10月策定した「宮城県環境・リサイクル産業団地形成基本計画」に基づき、既存の工業団地等を活用した環境・リサイクル産業が集積立地するモデル団地を県内の複数箇所に形成することを目指し、県は市町村の計画策定の支援、計画の承認及び対象団体の指定、企業立地支援等を行うこととしており、仙台北部工業団地を中心に、大崎、栗原、東松島、大和、大郷の団地が県が指定するエコファクトリーと認定され、市町と県が連携して積極的な企業の誘致活動を展開し、これまでに建設廃棄物リサイクル施設や使用済自動車リサイクル施設など14事業所が立地し、現在1事業所が建設中となっております。

町でも企業立地支援等を受けるため、県の資源循環推進課とエコファクトリー構想の計画策定に向け、支援をいただきながら、平成19年度内に、今年度内に計画の承認と団地の指定を受けるための協議を進めております。

4点目です。企業誘致のための町の社会基盤や環境の整備も大事ではないかということです。今、国や県に何を働きかけているのかということでございます。

町では、みやぎ発展税、これは村井知事の政策でございますが、みやぎ発展税を活用して市町村等が工業団地を造成する場合に無利子の融資制度を確立するように県に要望しております。というのは、今回の東京エレクトロンとかセントラル自動車、全部北なんです。南にもそういう工場が必要だと。その際、先ほど申しましたように、柴田町は土地の値段が高い。ですから、町が高く買って企業に安く売ると、そういう政策をとりたいんですが、柴田町は財政が豊かではございませんので、知事にこのみやぎ発展税を創設したら柴田町にただで貸してほしいという要望をしたという意味でございます。

また、道路網では、主要地方県道亘理村田線の促進要請や、これは上段におります伊藤議長と一緒に槻木大橋側道開放及び白幡橋の架け替えの要請、排水対策では、これは大沼土地

改良の理事長さんにご努力いただいているんですが、四日市場排水機場の早期完成に向けて要望するなど、企業が進出しやすい環境づくりを国や県に今積極的に働きかけております。

また、企業立地の動向の把握につきましては、情報収集及び情報の発信、関係課、関係機関との連携がとても大切なことですので、県の企業誘致を担当している産業立地推進課やエコファクトリー等のリサイクル企業に詳しい資源循環推進課と常に連携を図り情報収集に努めるとともに、柴田町内工場等連絡協議会、商工会、BC会、金融機関、宮城県経営者協会仙南支部、仙南職業訓練センターと連携を密にして情報の収集に努めており、町内に企業の立地計画や既存企業の移転等の計画がある場合については、早めに土地のあっせんができるよう対応していきたいと考えているところでございます。

5点目、企業の優遇政策により税収が減ったり歳出がふえた場合、地方交付税で措置される国の支援策はあるのかと。町が条例で企業が来たときに優遇策とりますと税収が入ってきません。その分は補てんされるのかという意味でございます。

今年度施行されました「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき、県では「みやぎ自動車関連産業活性化協議会」「みやぎ高度電子機械産業活性化協議会」の組織化を図り、基本計画を策定し国から承認されております。柴田町は「みやぎ高度電子機械産業活性化協議会」に加入しております。国では、企業立地促進法に基づく支援措置として、頑張る地方自治体への支援を行うため地方交付税に関する特例措置を設けておりますが、みやぎ高度電子機械産業にかかわる企業だけしか対象にならないことや、町で課税免除をしなければ地方交付税の減収補てん措置の対象にはなりませんので、企業の優遇策について改めて見直さなければならないのではないかというふうに思っております。

6点目、構造改革特区や地域再生計画事業の内容とメリットでございます。

町政報告においてもご報告いたしましたが、過日11月22日付で構造改革特区と地域再生計画事業が内閣総理大臣より認定されました。この二つの計画を同時に受けたのは、宮城県で柴田町が初めてでございます。そのため、12月18日、あと8日後に総理官邸で福田首相から私が直接認定書をいただくことになっております。

まず、構造改革特区、よくわからないと思うんですけれども、これは「柴田町少子化対策臨時保健師及び保育士職員の任用期間の延長特区」の名称でございます。簡単に申しますと、地方公務員法におきましては、臨時に採用する職員は1年と限定されております。少子化対策のために、特別に柴田町は保健師と保育士に限り、最大3年間臨時的任用職員として雇用

が可能になったということです。ほかの町は1年、柴田町は3年ということになります。この特区のメリットとして、能力のある人材の安定的確保ができるということで、今後の少子化対策を推進する上で重要な役割を担うことが考えられます。

もう一つの地域再生計画につきましては、名称が『柴田町「伸ばせ！健康寿命～スモール・チェンジ～」健康のまち再生計画』という名前でございます。これは、町民の健康づくりを仙台大学と連携した取り組みとして承認されました。地域再生制度とは、地域再生法及び地域再生基本方針に基づいて地方公共団体が作成し、つまり柴田町が作成し、その認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対して特別に措置を講ずることによって、地方公共団体が担う自主性、自立的な取り組みを国が支援してくれる制度でございます。

今回の認定は、3年間の町民の健康づくり取り組みとして、仙台大学には重要な担い手の位置づけで連携してもらいます。学内で「健康づくり運動サポーター」を養成し、地域の要請による健康講座やグループ活動に学生を派遣して、健康づくり教室として予防を中心とした健康事業についても仙台大学の施設や各学部の教授等の指導を受けることができますので、これは予算措置を必要とせず国からの支援でできることとなります。そのことによりまして、地域での健康づくり支援が可能となることによって、地域の引きこもりや運動不足、指導者不足が解消されるほか、大学生の若者との触れ合いが大きなメリットとして期待されます。また、将来は医療費の削減に結びつくものと考えております。町として地域再生計画に対する補助金としての助成はございませんが、仙台大学は文部科学省から「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」として3年間で約3,000万円の補助を受け、柴田町の健康づくりのため積極的にかかわりを持ってもらうことになりました。

最後に観光協会の廃止関係でございます。

県内で唯一「さくら名所100選」に選ばれている船岡城址公園と白石川堤の一目千本桜の観桜に訪れる観光客を迎える体制を整えるためにも、「桜まつり実行委員会」を組織し、桜まつりの開催に向けた検討を重ねてまいりたいと考えておりますが、観光協会が廃止されることにより物産品の販売はもちろんのこと、スロープカーの運行に係る乗車料金や今年度から実施しております「しばた桜まつり駐車協力金」の受領等は、実は実行委員会では困難でございます。お金が取れないということでございます。現在、関係機関と観光協会にかわる新しい組織の立ち上げについて協議中でありますので、その間、観光協会を拠点とした現体制で平成20年度の桜まつりを実施してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） まず、総合計画づくりについて伺いますが、確認の意味でもう一度お尋ねしますが、柴田町の次の長期総合計画、現在の次の部分、現在の平成22年度までということですので、普通でいけば平成23年度にまた新たに10年間のやつを策定するということになるんでしょうが、先ほどの答弁では平成21年度に策定委員会をというような答弁だったように思いますが、その辺もう一遍ちょっと。その新しいものをつくる時期についていろいろ私なりに考えがありますので、もう一度確認をお願いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 現在の長期総合計画が平成22年度までということで、先ほど町長が言いましたように、平成21年度から本格的に2カ年で取り組みまして平成23年度を初年度とした10カ年計画を策定したいということでございます。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） そういうことでありますと、まだ全然動きがないのかなとは思いますが、今現在次の長期総合計画について役場内で多少いろいろ準備を始めるなり勉強会をするなり、あるいは現在のものについての評価とか見直しとかということは一切まだ始まってないということなんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 先ほど町長が答弁で申し上げましたように、具体的にはまだ平成19年度時点では取り組んでおりませんが、先ほど言いましたように、今後10カ年の待機事業なり懸案事項ということで10月からその前段として今各課から上げていただきまして、第1回目のヒアリングを終えたということでございます。今年度中におおむね執行部の方向性を取りまとめまして、平成20年度から内部の方で議会なり町民の意見などを聞きながら、平成21、22年の策定委員会等でも提示しまして構想の方に盛り込んでいきたいというふうに考えております。今のところ具体的に進んでいるのは懸案事項と待機事業ということで、庁舎内部で取りまとめているという状況でございます。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） そうしますと、今から3年かけるということになるんでしょうけれども、これを短縮して最短で、例えば2年、場合によっては1年ででもやる気になれば技術的には可能かどうかお伺いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 町長が答弁でも申しあげましたように、これまで柴田町の構想というのは10カ年単位で何度か策定してきたわけですが、それは基本的には10カ年のスパンで計画するということは変えないという方向ではあります。議員おっしゃるように、策定につきまして1年なり短縮して計画の策定は可能であるとは思いますが、町民の意識調査なり、それから先ほど言いました後期計画では5年後の平成22年度に満足度、それから目標の指標というものをどうだったかということも検証しなければいけないということでございますので、平成18年度に後期計画したばかりなものですから、企画財政課サイドとしては目標どおり平成23年度を初年度としたいという考えでございます。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） 趣旨は、5年、5年の前期・後期のことで、後期はつくったばかりなんだということ。それから、長期総合計画は10年スパンということになっているんでそういうスケジュールに合わせて平成23年度につくるということが主なる理由だというふうに私はとりました。まずそれは後でまた申し上げるとして、ちょっと参考までに今の長期総合計画、どのようにしてつくられたのか、簡単にご説明いただきたいと思います。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 現在の長期総合計画は、平成13年度に初年度として策定したわけですが、3カ年でやっております。平成10年度、11年度、12年度ということで時間をかけてやったわけですが、平成10年度につきましては町民のアンケート調査ということで実施しまして、その調査の業務内容を分析しているということでございます。平成11年度につきましては、町政の調査分析なり、それから有識者アンケート調査、それからまちづくりフォーラムということで実施しまして、まちづくりフォーラムも3回ほど大学の教授を呼んで開催したということでございます。平成12年度につきましては、本格的に基本計画を策定するというので委託料を計上しまして基本計画の業務内容を分析しまして素案を作成したということでございます。初年度の平成13年度につきましては、総合計画の印刷、それからダイジェスト版ということで印刷しております。そういうことで、実質的に3年間時間をかけまして策定したという経緯でございます。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） このアンケート調査とかまちづくりフォーラムについては、この長期総合計画をつくるためだけの、そのためのアンケートだったんですか。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） そのとおりでございます。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） 素案づくりのメンバーとか、それから住民への説明会みたいなものは多分先ほどの話ではなかったのかなと、催さなかったのかなというふうにも聞きました。

それから、多分立派なものができているんでコンサルタントに依頼して実際はつくったんだというふうに思いますが、これはコンサルタントの分のみに限らず費用がどのぐらいかかったものなのか、その辺お伺いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 住民の意見を聞かなかったということでは、アンケート以外にも6小学校区単位に町民懇談会を開催しております。それから、当然最終的には総合計画審議会で諮問しまして答申を受けているということでございます。

費用等につきましては、アンケート調査関係で190万円ほど、それからコンサルの策定委託料が480万円ほどです。それから、2カ年でその策定委託料につきましては約800万円程度かかっているということでございます。それから、最終的な印刷製本、印刷費が570万円ほど要しております。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） 総額で1,000万円以上かかっているということだと思いますが、立派なものができた状態で、今までこの総合計画に基づいた町政運営に町はどの程度留意してやってこられたのか。毎年のいろいろ予算とか政策にこの総合計画がどのように反映されてきたのか、どういう考え方でこれに、スタンスといいますか、臨んだ町政の運営をしてきたのかをお伺いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 長期総合計画に基づいて年度当初に今年度の予算編成方針を立てまして着実に計画を実施していくのが総合計画なはずなんです、ご承知のとおり、途中で財政の方の状況が大きく変わってしまいました。ですから、平成19年度は皆さんに大変厳しい状況で痛みを強いるような形になってしまいましたので、この財源とリンクした構想でないといは絵にかいたもちになっているのが長期総合計画、これは柴田町ではございません。私がかかわってまいりました県庁の方でもつくることには一生懸命なんです、つくった後の検証というものがなかなか行われてこなかったのが長期総合計画の特性ではなかったのかな。そういうことを改めて、これからの長期総合計画というのはやっぱり入ってくるお金をきちっ

と想定して、その中から経常的に使うお金を除いて投資的なものがどのくらい残っているのか、それを10年間で皆さんから要望しているやつを概算的に計算しますと600億円程度に実はなったというふうになっております。これでは1年間に6億円の新たな投資が必要だという計画です。残念ながら今財政は1億5,000万円の赤字でございますので、投資する金はゼロでございます。ですから、そういう中で長期総合計画をどうつくっていくかというのは、これまでの考え方をがらっと変えないといけないというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） まさしく私が今回この長期総合計画を何とかしなくてはならないなというふうな思いを持ったというのは、やはり今町長が言ったように、この大変な中でこれからの町のあり方、それから基本方針を本当に真剣にきちとしたものを確立して、これからの10年間程度の期間でしっかりした計画のもとに町政を運営していかなければならないなという思いで今回こういう長期総合計画についてちょっと取り上げてみたんでございますが、この計画のあり方を含めて、それから新たなものをつくる時期について、私は、10年スパンという今までの方針はあるんでしょうけれども、やはり実態と合わなくなっているのを是正しなければならぬという意味で少しでも早く新しいものをつくらなければならぬのではないかなというふうに思うので申し上げますが、まずはこれからの計画のあり方について地方分権の流れというものと非常にあり方について密接に関係してくると思うんです。

それでお伺いしたいんですが、今国の方で新地方分権一括法という法律が検討されているというふうに聞いておるんですが、これによってこの地方分権がどうなっていくのか。あと、この法律のねらいというのがどこの辺にあるのか、その辺把握していればお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 新地方分権計画、これは平成22年3月というふうに聞いていたんですが、増田プランによりますとそれを6カ月だか早めて平成21年9月には出したいというような報道がなされていたようでございます。これにつきましては、基礎的自治体のあり方も含めまして合併の問題等も新たに検証されるのではないかなというふうに思っております。本来であれば具体的な内容についてここでお答えできればいいんですが、詳しい内容につきましては調べまして直接お話をさせていただきたいというふうに思います。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） 今話あったように、前倒しになるというのは私も新聞報道で知りました。

国もやはりこの急激な財政不足とか少子高齢化等の状況の変化が激しいことに対して地方分権も前倒ししてでも早急に進めなければならないということでそういう形になっておると思うんです。いずれにしても、こうすることで地方分権が進むと。そういう急激に進む地方分権化と危機的な財政状況、そういうことを考えましたときに、やはり今の現行計画の期間が終わってからというような悠長なことは言っていないで、少しでも早く新しいものに変えていかなければならないと思うんで、もう一遍その辺、新しいものをつくる時期について前倒しをする考えがないか。ぜひ私としては1年でも2年でも早くつくっていただきたいというふうに思うんで、考えをお伺いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 実は、平成20年度から後期医療制度の導入とか、平成21年度には障害者自立支援法の見直しとか立て続けにこれからの柴田町を大きく変えていくような国の環境、制度が変わってまいります。ですから、私としては平成20年度から、先ほど申しましたように町民の皆さんから要望されているものをまず精査させていただいて、平成20年度には皆さんにオープンにこれから柴田町ができる事業というものは何なのか、この10年間で。それを皆さんに選択をして、最終的にはもちろん執行部と議会がその中での柴田町の優先順位を決めていくことになると思います。その作業を平成20年度にやって、平成21年度からは新たな柴田町の道筋、どういう方向で柴田町は進んでいかなければならないのかということ策定するためにも前倒しということも可能ではないかなというふうに思っております。ただ、この計画は議会の議決事項に当たりますので、議会と十分調整をして1年前倒しでも構わないというような理解を今後得てまいりたいというふうに考えております。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） 宮城県で新しい宮城の将来ビジョンということで、村井知事が当選されてから新たな長期総合計画がつくられたんです。その辺の趣旨と経過などについて把握しておれば、説明お願いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 私は浅野知事の段階に長期総合計画等にかかわっておりましたので、そのときには本間知事がああいう状態になりまして、1期目はつくっていなかったんじゃないかなと。2期目に「夢航路未来号」というのがございまして、「豊かさが実感できる宮城」だったというふうに記憶しておりますが、長期総合計画を変えました。そして、村井知事になりまして前の計画、浅野知事の計画を議会で廃止しまして、そして新たに村井知事が「富県

戦略」というものを打ち出してというふうに伺っております。ですから、私は、長期総合計画というのは議会の議決は当然得ますけれども、そのときの首長の政策、がらっと浅野知事と村井知事では変わった経緯がございますので、そのときの首長のまちづくりの政策がやっぱり長期総合計画、これは議会の議決事項ですのでそう簡単に変えるわけにはいきませんが、新たな政策を盛り込んでいって、そして調整を図っていく、こういうことはできるのではないかなというふうに思います。ですから、その時々長期総合計画は首長の政策の重点づけというんですか、そういうもので変わっていくということだというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） 議会の議決があればということなんで、私個人は前倒しすべきだという考えですが、議会の皆さんと相談して議会がいいよということであればぜひ前倒しもお願いしたいなというふうに思いますけれども、宮城県の計画については私も取り寄せていろいろ調べました。前の浅野さん時代につくったものの残期間、4年も残した形でそれを議会が廃止して新たなものをつくり直した。トップが変われば政策の多くが変わるわけですから、当然絵にかいたもちの計画ではなくて本当に実効性のある、現実味のある計画に変えていくという意味では、町長が、首長がかわれば新しいものに変えるということが当然だというふうに私は認識しております。

自治体によってはそういう市の基本条例みたいな中に総合計画の条文があって、首長がかわれば計画をつくり直すというような、岐阜県の多治見市とかそのほかの自治体でもそういう条例をきちっと整備しているところもあるようでございます。

また、仙台の方も調べたんですが、仙台市は廃止議決までしないで棚上げというような状態で新しいものを策定していると、今の梅原市長さんになってから。そういうもの、これはちょっと正確ではないんで確認が要るんですが、そういうふうなことを聞いております。

そういうことで、首長がかわれば当然新しいものに改定なりつくり直しなり、ぜひその辺も検討の一つとしていただきたいなというふうに思います。

それから、それに関連して、町長が2期目の選挙のときにローカルマニフェストというものを出して、それを町民に訴えて、それが支持されて2期目の町政を担うような形になったんですが、そういう意味で首長のマニフェストなり公約と総合計画の関係なんですが、私はマニフェストの政策が総合計画に生かされなければならないというふうに思いますし、言いかえれば総合計画はマニフェストと連動したものでなければならないというふうな考えを持つんですが、町長、いかがでございましょう。

議長（伊藤一男君） 町長、許します。

町長（滝口 茂君） 各市町村が議会の議決を経てつくる総合計画、恐らく今計画持っているのは10年前ぐらいに策定されたというふうに思いますが、そのときにはまだマニフェストという考え方が出てきておりませんでした。最近になって各首長は4年間の約束事をマニフェストとして町民に示して、それに基づいて当選したり当選しなかったりするわけですが、やはりマニフェストで約束した以上は4年間のサイクルの中でそれを実現していくというのは当然でございますので、その総合計画の中にマニフェストを盛り込んでいければいいのかなというふうに思います。ただ、先ほど言ったように総合計画を大きく変更するというのであれば、議会の議決という問題もまた別の面が出てまいりますので、全体を変えらるというのはなかなか至難のわざでございますので、この実施計画の中でマニフェストを盛り込んでいくという方向が現実味があるのかなというふうに思っておりました。

私のコンパクトシティというのは、議員さんの一部の方にも賛同をさせていただいておりますので、平成18年度の計画の中にそれを若干盛り込ませていただいたところでございます。ですから、長期総合計画が平成22年ということになりますと、平成22年度を目標に1年前倒しをしても、新しい考え方を提案しても、これは私としては問題はないのではないかな、ご理解いただけるのではないかなというふうに思っておりますので、平成20年度、21年度で十分に前の長期総合計画の検証を踏まえまして、そして新たな考え方、理念を町民に示しまして、財政シミュレーションをきちっと踏まえた上で、町民の方に10年間は柴田町はこれをやりますと。そう言いたいんですが、逆にこれしかやれませんかという計画にならざるを得ないのかなというふうに思います。

議長（伊藤一男君） ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午前11時49分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

5番大坂三男君を続けます。大坂三男君。

5番（大坂三男君） 総合計画、策定するというふうに仮定して内容面についてお話をしたいと思いますが、先ほど町長、「金太郎あめ」と言いましたけれども、私も今回つくづくこの計

画書を見てみますと、何か柴田町とか、あるいは固有名詞を変えたとこの町に持っていても通用するのではないかなというように思うくらい余り現実味のない絵そらごとといえますか、形だけのといえますか、そういう嫌いがなくてもないなというふうに感じました。こういうのはこれからは避けて、もっと本当に中身のある計画づくりをしていかななくてはならないというふうに思います。どうしても何か計画書というよりも何々白書とありますよね。あんな感じのデータ集みたいな性格がむしろ強いのかなと。こういう事業については今こうこうやっています。こうなっています。その計画については、何か単なる抽象論で何々を促進しますとか、何々を図りますとか、努めますとかそんな感じになっていまして、これを見て本当に事業の計画なのかなというような違和感を感じました。そうではなくて、これからつくるものについては、むしろ実施計画書に近いような内容にした方がいいのではないかなというふうに思います。いつだれがやるとか、どういう部門がやるとか、あるいは目標を数値化してあらわすとか、それから主要な事業の財源を明示するとか、そういうような形に改めていった方がより実質的な計画書になるのかなというふうに思うんですが、この辺の内容的な問題、これからあるべき計画書についてどのような考えをお持ちかお伺いします。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 確かに今までの10カ年の新長期総合計画ということで、現状把握と課題、そして目指す方向ということで、10カ年の長総につきましてはどちらかということ今後のまちづくりの理念、それを町民なり議会、それから執行部が共有して10年間こううまちづくりを目指そうということで、どちらかということをお示ししているのが構想だというふうに思っております。それでは余り具体的でないということで5カ年ごとに前期計画、それから後期計画ということで策定しております。その下に3年ごとに、時代に、それから先ほど町長が言いました町長なりのマニフェスト等を反映するというので実施計画でいろいろ措置しているということで、実際には財政的な裏付けに伴ってつくっているのが一番下にある実施計画だというふうに思っております。

新長期総合計画、10カ年につきましては、当然町の理念ということになりますので、ある意味ではだれが町長になってもある程度の理念は変わらないというような位置づけになるのかなというふうに思っております。むしろ町長がかわれば実施計画等に反映していくのがいいのだろうというふうに認識しているところでございます。

今後、では新たな計画につきましてはどうするかということなんですけれども、あくまで町民なり議会、執行部が共有して今後まちづくりについてはこのようにいこうというような理

念につきましては、やはり構想にはうたわなければいけないというふうに思っております。それを平成23年度を初年度とした場合に5カ年の前期基本計画をつくるわけですけれども、それにつきましては具体的に、例えば福祉部門であればこういう政策に力を置くとか、教育関係であればこういうところに力を置いていくというようなことを当然網羅していくという形になるかと思えます。ただし、今の状況を、10カ年のやつ、待機事業をまとめているわけですけれども、非常に財政が厳しいということで、大きなハード事業につきましては具体的に計画に織り込むことは今の段階ではなかなか難しいのかなというふうに思っております。そういう意味では、余りお金をかけないで町民の皆さんがある程度イメージできるような今後10年後の町を目指したまちづくりの理念なんかを計画に反映できればなというふうに思っております。具体的にどういう計画をつくったらいいかということまではまだ庁内でも議論しておりませんので、平成20年度以降、できるだけ早く手づくりでほかの町村と違うような独自の計画を策定できればなというふうに考えております。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） 要は、今までと同じような考え方でつくるのか。そういった場合に、どちらかといいますと、もうコンサルタントにお願いして汎用性のあるものをつくるというような考え方でいくのか。やはりここで変えようというような思いが強いのか。その辺を聞きたいんですけども、村井知事が県の長期総合計画をつくっているときに、槻木の学習センターに来てシンポジウムでしたかやりましたよね。あのときは、今まではコンサルタントを中心にやっていただいていたけれども、もう今は庁内で、自分たちでつくるんだと。ですから、費用も何千万円もかけていたところを300万円なり400万円ぐらいでできるんだというようなことを自慢げに言っていましたけれども、そういうこともやはり柴田町で新しいものをつくる際にそういう考え方も必要だと思うので、それはぜひそういう方向で、内容についても、さっき言われたような形で今までと違った形の総合計画づくりに取り組んでいただきたいというふうに思います。

これは要望でございますが、それでその一つの手法として住民参加、今いろんなところの総合計画づくりを見てみますと、もちろん今言ったようにやり方を変えていくという、どこ自治体もそういう方向でやっていますし、中でも特に住民参加、参画、市民参加と言っているところもありますし、住民参加と言っているところもありますし、いろいろありますけれども、そういう方向に皆なっていってます。先ほど聞いた現行の計画づくりのときにも多少はあったようには伺っていますが、本当に住民の方にある意味ではつくってもらうくらい

のこともあってもいいのかなと。その住民というのは、ある特定の人ということでもないんで、例えば公募で市民の検討委員会をつくるとか、あるいは各地域の、今町内会とか自治会とか、あるいは区単位とかそういう形で地区の、地域の計画をつくっていただいて、それを町全体に盛り込むというようなそういう住民参画の手法、それもぜひとる必要があるのではないかなというふうに思うんですが、いかがでございましょうか。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 当初の答弁で町長がお答えしましたように、今議員がおっしゃるように、仮称でございますが「柴田町新長期総合計画策定委員会」という形で平成21年度に立ち上げまして、当然有識者なり、それから一般町民の方々、公募して委員会を立ち上げて2カ年程度でアンケート調査に基づいたり、それから座談会、町民懇談会等で聞きました町民の意見等を踏まえてそういう形で計画等を策定したいというふうに考えております。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） コンパクトシティの構想に関連する質問でございますが、もう一遍町長に改めてお伺いしますが、このコンパクトシティ構想、これが必要とされる理由、それから時代背景、もう一遍今の時点でどのような考えを持っておられるかお伺いします。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） コンパクトシティ、これまでは町を大きくすること、それが地域の発展ということで柴田町も郊外に道路を伸ばし、下水を伸ばし、まちづくりを拡大をさせてきていただきました。そういう拡大手法は、投資的経費が、残念ながらもう柴田町に余力がございませんので、これまでの施設を利活用して町中ににぎわいを戻す方向に考え方を変えていく必要があるのではないかなというのがございます。これは財政面でございます。

それから、これからは利便性とかお金だけの充足感よりも自然の中で豊かに暮らしたいと、一人一人の顔が見える方に暮らしたいという思いが強くなってきているのではないかなというふうに思っております。柴田町は、おかげさまで都市部と農村部という特徴のある町でございますので、都市と農村との交流なんかも踏まえまして、地域の中に人が集まる、そういうような魅力のあるものを既存の中から磨きをかけて、そして集めることによって地域経済を活性化する方向に切りかえていかなければならないというふうに考えております。

そういった意味で、コンパクトという考え方は、ある程度まとまったという意味もありますし、もう一つはこれまでの拡大路線から地域の個性や文化、歴史、そういうものを生かした形でまちづくりを進めていく手法に変えていくと、切りかえていくと、そういうことが必

要ではないかなというふうに思っております。

ですから、柴田町は、具体的にエリアとしても北船岡エリアとか、それから大沼通線、新栄通線からちょっと行った東船岡駅、あの辺までは新たなにぎわいのある中心核として位置づけられるのではないかなというふうに考えておりますし、槻木地区には豊かな自然がございますので、グリーン・ツーリズム等々企画しまして、その地域の中に人が来るような施策展開ができないか、こういうものを具体的にコンパクトシティということで構想をつくったらいいいんではないかというのが星議員の提案でございますので、来年度お金をかけないで、そして実現できるようにしていきたいなというふうに考えているところでございます。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） 町長の選挙のときのローカルマニフェストに、コンパクトシティ構想に絡むか否かは別としてでも、経済活性化戦略会議の設置という項目があります。この戦略会議、まだ実現していないように思うんですが、これについてどうするのか、お伺いします。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 戦略会議、均一的な戦略会議をつくっても今までのやり方ですと学者さんとか地域の企業の社長さん等を集めて提案をいただくということになるかと思うんですが、それだけではもったいないと。やっぱり次の長期総合計画、その中で柴田町としてどういうまちづくりをしていくかといった理念をしっかり示した中で、これはコンパクトシティという考え方が合意ができればですけども、そういうものを示して、その中で産業政策をどうしていくかといった場合に、柴田町は企業誘致ということが一つ大きな戦略として今やっております。

もう一つは、地域の資源を生かした、地域のブランド化という今話がございますので、そういう特色のあるまちづくりを進めることによって人を集める工夫を、柴田町だけではなくてこの産業振興戦略というものを立ち上げて、地元の商工会、スタンプ会、先ほどお見えになっておりましたので、そういう方々と企業と連絡協議会、それと学識経験者をまぜて戦略会議をつくって、長期総合計画を進める上での産業戦略の提案をいただくと。もちろんそれが丸のみではいけませんので、私は私なりの庁内で議論をして、お互いに切磋琢磨し合ってつくっていく必要があるというふうに考えております。

ですから、この戦略会議の時期が、コンパクトシティ等いろいろありますので、やっぱりあちこちつくってもしょうがありませんので、長期総合計画をきちっと位置づけ、その中で産業政策を実現する上での産業戦略会議というものを設置できればなというふうに今の時

点では考えております。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） 10年間の策定ということで、もちろん広域の行政の中で広域にかかわる事業について当然関係してくるんで取り上げましたけれども、広域の問題といえば病院の問題が今大きな問題になっております。いつだったか伺った話では、救急医療の受け入れがこの1市3町のみならず県南全域から今入ってきていると。ただ、そういう状態の中で病院の赤字補てんだけは1市3町でやっているということで問題ではないかなという話もあったんですが、この件で、平成18年度決算終わったと思いますので、その平成18年度の負担額、それからその負担基準、それから利用者数についてわかればお願いします。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

暫時休憩します。

午後1時17分 休憩

午後1時19分 再開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） 大変失礼いたしました。

中核病院に関する構成市町の負担金関係でございますが、まず事務費負担金でございます。この事務費関係の負担金につきましては、4団体で均等割につきまして25%、人口割で75%で、柴田町の場合には33.36%の負担割合になります。

それと、建設当時の建設投資資金に充てる建設費負担金につきましても4団体で負担します。柴田町の割合が26%。ちなみに、大河原町52%、村田町9%、角田市13%の負担割合でございます。

救急医療に関する負担金でございますが、この負担金につきましては4団体で負担します。割合につきましては、均等割として20%、人口割として30%、それと残りにつきましては利用者の割合による負担というようなことで負担いたします。平成18年度柴田町につきましては32.23%でございます。

それと、村田診療所へも負担いたします。この負担金につきましては、角田市を除く3団体でございます。均等割合が20%、人口割合で30%、残りの50%につきましては前々年度の利用者割というようなことで負担いたします。負担割合については以上でございます。

それと、平成18年度の患者数等につきましては、年間で入院患者が7万9,031人ございました。外来につきましては9万2,106人の患者数と平成18年度はなっております。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） 1市3町以外にほかの地域から利用者があるということで、刈田病院との統合云々については何度か前から言われていますけれども、2市7町以外の4市9町での負担ということも今後お願いしていかなければならないのかなというふうにも思いますが、その辺、病院の理事等の話し合いで話が出ているかどうか。

それから、民間への譲渡と、売り払いということも考えられるんですが、その辺の話は一切出ていないかどうかお伺いします。

議長（伊藤一男君） 大坂三男議員、質問の内容がずれていますので、もう一度。項目外なので。大坂三男君。

5番（大坂三男君） 広域とこの計画の関係についていろいろアイテムとして考えておかなければならないかなということで質問してるんですが、そういうことであれば今回は控えさせていただきますけれども、これについてもどうなのでしょう。合併問題についてはどうなのでしょうということもないんですけれども、やはり将来の町のあり方について広域連携ということで道州制問題とか、それから合併問題、当然絡んでくることなんで合併問題についてお聞きしますけれども、先日、11月18日の新聞で総務省の担当者が1市3町の合併問題、主にその件について首長さんたちに集まってもらってヒアリングをしたというか話し合いをしたという話を伺っていますが、その中でどういう話が出たかということについては新聞になかったので、もしお差し支えなければ話の内容をお伺いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 総務省が来たのは、今合併の機運が何かの形で盛り上がっているところはないかと県の方に問い合わせがあった際に、柴田町を含めまして1市3町の合併が議員の中で盛り上がってきているということで、柴田、村田、大河原、角田の四つの首長さんが大河原の合同庁舎で自分たちの意見を述べるという話し合いになりました。その中でいろんな意見を述べさせていただきましたけれども、やっぱり基本的には何のための合併なのかというところが私は主張をさせていただきました。将来のまちづくりのまずビジョンがあって、それに対して住民がどういう意向を持っているのかというところが基本にないといけないということでございます。その際には、まだ1市3町の、機運は盛り上がっていたようすけ

れども、ビジョンというものは全然示されておりませんでした。そうした中で、角田の市長さんにつきましては積極的にもうやるべきではないかというようなご発言がございました。齋町長さんは、まだその合併の後遺症があるので新しい法律の合併新特例法の中では難しいのではないかなというような発言をされていたようでございます。佐藤町長の方は、それよりも前に財政再建というところが今進めなければならない。ですけれども、将来は考えていかなければならないというような発言がなされたようでございます。4人の首長さんに共通しているのは、やっぱり住民が盛り上がらない合併というのは難しんではないかというようなのが根底にあったように思っております。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） 時間がないので次に移りますけれども、スタンプカードの件なんです、先ほどの答弁で検討委員会というんでしょうか、前向きに検討していくということでしたので、行政としても手間暇かかることではありますけれども、やはりこれから高齢化を迎えるに当たって、私たちも近くで便利な商店があればそこで買い物ができるというようなことで、そういう商店街なり商店が衰退していつてはならないと、存在させなければならないというそういうことがあるんで、検討した結果だめだったということではなくて、ぜひ何らかの形で実現できるような方向で検討していただきたいというふうに、これは要望でございます。

それから、次の民間企業の動向の件でございます。

県のエコファクトリー構想、既に平成19年度中に申請しておってそれが指定を受ける方向で動いているということでしたので、ぜひこれも推進して企業の誘致につなげるような方向でお願いしたいと思います。これも要望でございます。

それから、このマニフェストにもあるんですが、白幡橋の架け替えの問題でございます。これも地域振興にかかわることだと思ってお伺いしますけれども、12月の宮城県議会の一般質問で白幡橋の架け替えということで質問をされた議員がおりました。そのときにたまたまうちの未来塾の議員さん2人が傍聴しておって、その方のお話を伺いました。お二人の方から話していいよということだったんで話しますと、あの橋を利用者が通るたびにいつ壊れるか非常に不安な思いで渡っていると。そういうことで早く架け替えをお願いしたいというような質問だったそうでございます。それに対して知事の答弁は、強度的にあそこは大丈夫なんでまだ数十年は使えるから架け替える意思はないと、つもりはないと。何か一言で断定されて終わってしまったと。話が短く終わってしまったというようなことでございます。簡単

に一蹴されたというような雰囲気であったというお話でございます。簡単に一蹴されてしまって地元の我々にとっては大変残念なことではありますけれども、そこで町長にお聞きしますけれども、町長はこの白幡橋の件についてはたびたび県の方に陳情しておったようでございますが、この件について町長と県とのやりとり、今までどういうことであったのか、そんなことをお伺いします。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 白幡橋だけではなくて、伊藤議長と一緒に新しい県会議員2人とともに村井知事の方に陳情させていただきました。そのときには、槻木大橋の側道、これについては8日で県警本部の方から信号を処理して開通させるということだったんで大変うれしく思っていたところでございます。実は、もう一つの白幡橋につきましても、その場で陳情させていただきました。実は来年度、期成同盟会をつくりますのでよろしくというお話をしたら、知事は、実は白幡橋は100億円かかるんだと。国からの補助金は55億円、県は45億円出さなければならないということで、期成同盟会はつくってくれるなどはっきり申されました。ですけども、そうはいきませんので、私は私なりに県庁のネットワーク、部長、課長は上司であったり部下なものですから、これでは公約というんですか、マニフェストにも掲げておりますので何とかしてほしいと言っていたんですが、先ほど今議員がおっしゃられたように、町会議員さんが傍聴に行ったある県会議員の要望に対しても一蹴されたということだったので、これでは困るということで、実はもしすぐにできないのであれば橋梁の耐震診断ぐらいはやってもらって、もし安心できるのであれば白幡地区、下名生地区に説明会をしてほしいというようなことをお願いをしておりました。

そうしたら、たまたまきのう道路特定財源の陳情会がございまして、自民党議員、民主党議員に申し上げる機会があって私は参加したんですが、そのときに部長から、いや、耐震診断は終わったということだったんです。それで、町長がそんなに言うのであれば橋梁の延命化工事というものがあるそうなんです。それで安心できるような橋にするということで、平成19年度は歩道橋の欄干の塗装、これをやると。平成20年度では床板と、それから欄干、これを補強するというようなことを間違いなくやるからとこのう言われておりました。ですから、これも伊藤議長等々と陳情して大分部長には頭に入っていた。そのとき西村議員も当然おりましたから、そういう意味で白幡橋は架け替えはできないと。これは100億円もかかるんですぐには無理でしょうけれども、町民が安心できるように平成19年度は耐震診断をやったと。それから、塗装、それから欄干、床板、そして部長の話では少し橋を広げるという話を

されました。これは平成20年度で着手したいと言われましたので、県の予算をよく眺めまして、入っているか入っていないか、お二人の県会議員おりますので、お願いしてぜひ予算を確保できるように白幡橋は対応していきたいというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） 企業優遇策についてお伺いしますけれども、先ほどの答弁では、どうも今の状態ですと高度電子機器関係でないと交付税というんですか、国の支援が得られないというようなことだったんですが、これについても今の優遇措置ですと固定資産税と都市計画税でしたか、あの辺に相当する、その額に相当する分を後で優遇策として町が支援するということ。その制度ですと、そういう国の交付税でですか、何ですかわかりませんが、国の支援策が得られないと。今の優遇条例のあの制度では、システムでは一切これは支援はないというふうなことでよろしいのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 地域振興課長。

地域振興課長（佐藤松雄君） 答弁させていただきます。

そのとおりでございます、実際に今の私の方の10月1日から施行している分は、一たん納めてもらったそれをお返すするという制度でございます。ところが、国で言っているのは、それは免税しまして、全体的に赤字もしくは2分の1減免しまして、その差額について、それで財政力指数が市町村ですと0.67未満ですと、その差額に対して75%補てんします。ですから、私の柴田町でやっているようないただいたものをお返すということであれば何もこうむっていないので、それはできませんよと。あと、その前提条件として、みやぎ高度電子機械産業活性化協議会というものに柴田町は入っている。その指定を受けたもの、その産業に限りますよという前提がございます。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） そうしますと、その指定事業に限るにしても、今の一たんいただいてから差し上げるというのは、これはやめて、さっき言ったように最初から免税にするなり減免にするなりの方式にあの条例を変えれば、その高度電子のあれについては支援の対象になるということであれば、ぜひこれは条例を変えた方がいいのではないのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 地域振興課長。

地域振興課長（佐藤松雄君） 10月1日の改正では、全企業を対象にした優遇措置ということで議決をいただいたわけでございます。特定のみやぎ高度電子機械に属するとなりますと、限られた業種になるわけでございます。ですから、今後条例改正するにしても、その辺の議

会でのご議論は当然必要になってくると思われます。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） ぜひその辺は条例の改正の検討をお願いしたいと思います。これは要望でございます。

それから、最近これはうわさなんでございますが、町内の大規模事業所の工場が、ある相当な大規模なプロジェクトが、近い将来工場を立地するといううわさがあるんですが、その辺は実態、町長は把握されておりますでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） そのような動きは出ております。大変期待をしているところでございますが、その企業との話し合いの中で情報公開はまだしてくれるなということでございますので、今はそういう動きがあると。100億単位の新たな工場増設があるという程度にとどめさせていただきたいというふうに思います。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） そういふことがあるんであればうれしいことなんで、ぜひ町にかかわる部分あるいは県にいろいろご支援いただくようなことがあれば、それは町として強かに協力といたしますか、支援をしていっていただきたいなというふうに思います。

それから、構造改革特区と地域再生事業の件なんですけれども、全員協議会で一部説明がありました。ちょっと一言確認しておきたいんですが、あの場合は保育士さんの話だったんですが、保健師さん、これは正職員を1名採りたいという話はあったんですけれども、そういう意味でまだまだ保健師は不足しているんで臨時的保健師さんの採用というのは考えているかどうかお伺いします。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

欠員といたしますか、休業といたしますか、休暇とられる職員が出た場合には対応せざるを得ないのかなと考えてございます。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） 休業とかというレベルでよろしいんでしょうか。いろいろ医療制度が変わったりして保健師が大分不足している。正職員さん1人に限らず3人でも4人でも私は思ったんですけれども、臨時さんの採用というんですか、その辺はこれからも必要になってくるのではないかなと思いますので、ぜひ保健師さんをもう少し、臨時であれば対応できる

と思いますので、その辺ちょっと考えていただきたいと思います。

それで、これの採用なんですが、私の認識不足かわかりませんが、これは3年契約で雇用が可能になるというのか、まず原則として1年の契約で、また次の年、また次の年という形で延期ができるというような形なのか。最初の契約は1年でやるのか3年でやるのか、お伺いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 総務課長。

総務課長（村上正広君） 原則的には半年の契約になります。今の現状ですと半年契約の中で最大1年延長できると。1回の更新ができると。そうすると、半年半年で1年というような形になりますので、考え方は基本的にはこれと同じような考え方でございます。ただ、非常勤として雇用される側の立場もありますので、そういった原則論を踏まえながら最長3年までは継続できますよということは明確にしていきたいというふうに考えております。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） 先ほど話ありましたように、これは職員の皆さんがいろいろ努力して勝ち取った制度だと思いますので、そういう意味で職員の皆さんの頑張りに感謝したいと思います。せっかくいい制度でいい人材も採りやすいようになるのかなというふうに思いますので、今申し上げましたように、保健師さんなり保育士さんなり、ある程度充足できるような形でこれを十分に活用していただきたいというふうに要望いたしまして、私の質問を終了いたします。

議長（伊藤一男君） これをもって5番大坂三男君の一般質問を終結いたします。

次に、7番白内恵美子さんの登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔7番 白内恵美子君 登壇〕

7番（白内恵美子君） 7番白内恵美子です。3点質問いたします。

1点目、財政分析の情報公開を。

最近の地方自治体財政を取り巻く情勢は、三位一体の改革、夕張問題、財政健全化法など目まぐるしく変化しています。また、この財政危機の中で今後生き残れるのかが地方自治体の最大の課題となっています。

このような厳しい状況の中で、全国各地に市民手づくりの財政白書が誕生しています。大和田一紘氏を講師に迎えた市町村財政分析の学習会に参加した市民が、まちの財政分析や白書づくりを行っています。千葉県鎌ヶ谷市では、学生たちが「財政に爆発的に詳しくなる」、略して「財爆」というスローガンを掲げ、自分たちの市の財政白書づくりに取り組んでいます。

決算カードから収入や使い道、借金の割合や収支状況をとらえる指標などを抜き出し、1985年から約20年分の数値を並べると市の財政の変わりようが見えてきます。財政全般の解説のほか、教育、福祉、商工などのテーマごとの分析をまとめ、来年3月の完成を目指すとのこと。財政白書の刊行は、住民が首長の財政運営や議会の財政分野での議論を監視・提案していくのに大いに役立つと思います。

私は、9月に大和田氏の「市町村財政分析の集中講座」を受講し、町の財政課題を解決するには、現在ばかりではなく過去20年から30年の長い期間にわたる財政分析が必要だと強く感じました。柴田町では、決算統計と呼ばれる「地方財政状況調査表」が議会に提出されていません。厳しい財政状況の中、議会における予算・決算審査はより厳しく行わねばなりません。そのためには、より詳しい資料が必要となります。予算書・決算書に「目的別歳出と性質別歳出のクロス表」「目的別歳出の款と節のクロス表」を添付すること、長期間の決算額の推移についての詳しい分析の提出を求めます。

また、町で作成している財政分析については、議員ばかりでなく住民の方が自由に閲覧できるよう役場や公民館等に予算書や決算書とともに配置すべきではないでしょうか。住民が町の財政に関心を持つことは、より住みよいまちづくりへの第一歩となります。今年度は、予算の説明書である「よくわかる町の仕事と予算」が全戸配布され、住民からは「今までわからなかった町の財政がおおよそ理解できた」と好評です。

財政状況のさらなる情報公開の提案と次の質問を行います。

1) 「決算カード」「財政比較分析表」「財政状況等一覧表」「地方財政状況調査表」を住民が自由に閲覧できるように公開すべきではないか。

2) 議会に対し「地方財政状況調査表」「目的別歳出と性質別歳出のクロス表」、「目的別歳出の款と節のクロス表」、「基準財政需要額総括表」等の資料を提出すべきではないか。

3) 過去の「決算カード」がないのはなぜか。

4) 「決算カード」に目的別充当一般財源等の比率を載せるべきではないか。

5) 「経常収支比率」は、臨時財政対策債を多く借りると比率が下がる。臨時財政対策債を除いた数字を使うべきではないか。

6) 財政分析は、長期間の決算額の推移を見ることが必要。「決算額の推移」「歳入決算額の構成比の推移」「経常一般財源等の推移」「決算額の目的別歳出の科目順位」「目的別歳出の『一般財源等』の科目順位」「性質別歳出の科目順位と推移」「経常収支比率の構成比の推移」「諸指数の推移」等を作成し公表すべきではないか。

2点目、地方財政健全化法にどう対処するのか。

地方財政健全化法が6月に成立し、11月には財政指標の健全化判断比率が発表されました。健全化法に対する総務省の基本的な考え方は、「今後の地方分権の推進を念頭に置き、従来にも増して議会、住民によるチェックという自治体本来の機能を発揮し、地方公共団体の財政規律の強化を図ることにある」ということです。財政規律を図る手法としては、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の四つの財政指標を監査委員の審査に付して議会に報告し公表するとしています。四つの指標のうち一つでも早期健全化基準以上になった場合には、財政健全化計画を作成しなければなりません。この計画については、団体としての意思を確定するため議会の議決が必要であり、議会としても一定の責任を負うことになります。

「実質公債費比率」や「将来負担比率」を好転させるには、多額の欠損金を出している病院会計を早急に立て直すことが喫緊の課題です。みやぎ県南中核病院の今後の運営をどのようにお考えでしょうか。

財政健全化計画の策定等が義務づけられるのは平成20年度決算からですが、平成19年度決算に基づく指標の公表も義務づけられています。平成19年度中に改善すべき点はないのでしょうか。財政健全化法にどのように対処するのかをお聞きします。

- 1) 財政健全化法施行により、現在と大きく変わる点は何か。
- 2) 健全化法は、地方自治体の財政規律の強化につながると考えるか。
- 3) 平成19年度決算の指標公開が義務づけられるが、平成19年度中に改善すべき点はないか。
- 4) 平成20年度予算編成はどのような観点で臨むのか。
- 5) 予算編成に当たり、議会や住民に対し編成過程の公開が必要ではないか。
- 6) 財政健全化に向け、病院会計の立て直しをどのように考えているのか。

3問目、ごみ焼却炉の徹底的な調査・研究を。

現在、日本では、ごみの処理といえば「焼却処理」が当たり前になっています。しかし、海外では、過去20年間にわたり政府や研究機関等による多くの研究や調査が行われ、ごみ焼却や埋め立て処理による周辺住民への健康被害や環境への影響との関連が指摘されてきました。疾病とごみ焼却の関連が明らかになるにつれ、「焼却の危険性」への認識が広まり、「燃やさない処理」「ごみを出さない社会づくり」に取り組む自治体、政府、環境団体、研究所がふえています。それをバックアップする国際条約も次々に成立しています。

このように、世界的に焼却炉は廃止へと進んでいる中、全世界の焼却炉の3分の2が日本

に集中しているのはなぜでしょうか。ごみは焼却しなくとも処理できます。ごみを発生源から回避すること、完全に分別すること、市町村など狭い範囲での処理を基本にすること、この三つの原則を守れば処理できるのです。

日本がごみ焼却に突き進み始めたのは、廃棄物処理法ができた1975年からです。わずか三十数年の間に人間と環境を破壊し、将来の世代まで危険にさらしています。私たちは今、ここで立ちどまって本当に大型の新クリーンセンターが必要なのか真剣に考えるべきではないでしょうか。新クリーンセンター計画は、住民不在のまま進んでいます。どんなごみ処理を行うのが適切なのか、住民参加のシンポジウムや学習会を開催し、行政・議会・住民がともに学び合い徹底した議論を重ねた上で決定すべきではないでしょうか。

質問1) 全世界の焼却炉の3分の2が日本に集中している原因をどう考えるか。

2) 現在、国と県が推し進めている「ごみ処理広域化計画」は、通達事業であり根拠法がないのではないかと。本来ごみ処理は市町村の自治事務であり、広域化は行政区域を逸脱している点で違法ではないかと。

3) ごみ焼却や焼却炉の危険性について、町では情報収集を行っているのか。

4) 住民参加の学習会を開催し、焼却処理以外のごみ処理も検討すべきではないかと。

5) 新クリーンセンター計画はどこまで進んでいるのか。

6) 仙南地域広域行政事務組合ではどのような調査・研究を行っているのか。

7) 新クリーンセンターについて調査・研究するため、柴田町独自のプロジェクトチームが必要ではないかと。以上です。

議長(伊藤一男君) 答弁を求めます。3問とも町長。

〔町長 登壇〕

町長(滝口 茂君) 白内議員から大綱3点ございました。

まず、第1問、財政分析の情報公開をでございます。6点ほどございます。

1点目の「決算カード」等を自由に閲覧できるように公開ということでございます。

「決算カード」は総務省のホームページで、「財政比較分析表」「財政状況等一覧表」については県のホームページで見ることができますが、町のホームページにもリンクし町民の皆さんが見に行きやすくいたします。また、紙ベースで閲覧できるようにするとともに、決算カードと財政比較分析表をわかりやすく「よくわかる町の仕事と予算」に掲載したいと考えております。

第2点目、議会に対する資料の提供でございます。

議会から要請がございましたら提出することは可能でございます。ただし、県や国との事務手続上、決算を認定に付す9月定例会にそれらの資料を提出するには期間的に間に合いませんので、提出できるのは早くても12月定例会以降になります。今年度から平成18年度決算のバランスシートを配付いたしました。今後とも財政規律の強化のためにも積極的に資料を提出してまいりますので、議員においても財政分析や今後の財政推計にお力添えをいただければと思います。

過去の「決算カード」はなぜないのかと。町の財政分析に欠かせない決算カードは大切な資料との認識を持っておりますが、決算カードは各市町との比較資料であるために文書として取り扱っておらず、平成6年度からは保管しております。なお、県に確認したところ、昭和46年度分から保管してあるとのことですので、早速取り寄せまして公開できるように対処いたします。なお、総務省のホームページには、平成13年度分から「決算カード」が公表されております。

4点目の「決算カード」に目的別充当一般財源等の比率を載せるべきではないかということでございます。

決算カードは総務省で様式が定められております。性質別歳出の状況と目的別の歳出状況の両方が記載されており、性質別歳出には経常収支比率が載っております。経常収支比率は財政構造の弾力性を見る上で重要な比率であり、例えば人件費、扶助費、公債費などの縮減することができない経常的経費に対し、税、交付税などの経常的一般財源収入がどの程度充当されているかを測定するものです。目的別歳出に対して、例えば議会費、総務費に経常的一般財源収入がどの程度充当されているか推定率を記載しても、重要性が余りないと考えられます。

5点目、「経常収支比率」の関係です。

「経常収支比率」は、歳出総額のうち経常的経費に充当した一般財源を歳入総額のうち広義の経常的一般財源で除した比率になります。この場合に、臨時財政対策債を除いて算出することも可能ですが、町の財政状況を他の自治体と比較、検証するためには、同一の算定方法による比率を指標とする必要がありますので、臨時財政対策債を含めた数字を使っております。

財政分析の関係ですが、財政再建プランの策定に当たり、議会や町民皆様に平成5年からの決算状況や各種財政指標を公表して町の財政状況の推移をお知らせいたしました。また、毎年決算認定の際に、議会に対し財政状況の分析として、監査意見書に財政力指数、実質収支

比率、経常収支比率などを記載しております。また、平成18年度から地方債発行の協議制移行で導入された新しい財政指標の「実質公債費比率」も公表しております。今後も「よくわかる町の仕事と予算」に財政分析を掲載するなどして、町民の皆さんに対してよりわかりやすい分析を積極的に公表してまいります。

大綱2点目、地方財政健全化法にどう対処するかということで6点ございます。

まず、1点目でございますが、地方財政健全化でどう変わったか。大きく変わる点は何かと。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる「健全化法」は、国が地方自治体の財政の健全性を四つの指標で判断し、悪化の度合いに応じて早期に是正措置を発動することを柱にしております。

従来の地方財政再建制度は、昭和30年に赤字団体の財政再建のための手続を中心に成立した臨時的な特別措置法であり、各自治体において日ごろから早期是正・再生という財政情報の開示がなされていないこと、財政指標及びその算定の基礎の客観性・正当性を担保する手段が十分でないこと、実質収支比率だけを再建団体の基準に使っているために、普通会計だけを対象とし、公営企業や地方公社等の関係が考慮されないこと、再建を促進する仕組みが限定的であることなどが課題とされ、夕張市の破綻をきっかけに再建法にかわって「健全化法」で早期是正と再生という2段階の仕組みが導入されました。

地方財政に対する国の監視が強まり、財政難の自治体は行政運営の抜本的な見直しを迫られます。まだ詳しい算定方法が明らかにされていないことから、今の段階では仙南土地開発公社の負債及び阿武隈急行株式会社の損失補償債務額のうち、一般会計の実質負担見込額が算入されると見込まれますが、当町の指標には余り影響はないと考えております。

2点目、健全化法は、地方自治体の財政規律の強化につながるかと。

公表する指標は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「将来負担比率」と既に平成17年度決算から公表しております「実質公債費比率」の四つになります。これらの指標ごとに基準を設け、満たさなければ財政再建が必要な自治体と認定されます。評価基準に基づき、財政健全化団体と財政再生団体とに振り分けられ、国の関与が一層強まり、総務省の同意を得ない限りは地方債の発行ができなくなります。現行制度では、わかりやすい財政情報の開示が不十分だったり、再建団体の基準しかなく早期の是正機能がなかったのに対し、健全化法が施行されることにより実質的な負債による指標の比較ができること、財政情報の開示により町民や議会のチェック機能が強化されること、財政が悪化した場合は財政健全化計画や財政再生計画の策定が義務づけられることなどから、より一層財政状況の判断強化につながる

と考えております。

平成19年度の決算の指標公開が義務づけられるがということでございます。

健全化法のスケジュールでは、平成20年度の秋に、つまり来年度秋です。平成19年度決算に基づく指標の公表、平成20年度決算からは法が適用され、計画策定義務に該当する団体は財政健全化計画または財政再生計画を策定し、議会の議決を得てから外部監査の要求が義務づけられています。先日、4指標につきまして基準が示され、実質赤字比率が11.25から15%、連結実質赤字比率が16.25から20%、実質公債費比率が25%、将来負担比率が350%を超えると早期健全化団体になり、実質赤字比率が20%、連結実質赤字比率が30%、実質公債費比率が30%を超えると財政再建団体になります。

当町で懸念される指標は、財政再建プランでも示しておりますが、平成22年度から4カ年連続で赤字決算になるとの推計であることから、実質赤字比率と連結実質赤字比率を心配しているところでございます。財政再建プランを策定して1年足らずであります。予想していなかった病院や広域の負担金の増、税源移譲に伴う還付制度、仙南クリーンセンターの建設に伴う負担金等、財政を取り巻く状況はますます厳しさを増すばかりでございますので、再度財政再建を見直さなければならないというふうに考えております。

4点目、平成20年度の予算編成方針でございます。

昨年に策定した財政再建プランでは、平成20年度は1億円以上の黒字額と推計しておりましたが、予想していなかった仙南広域や中核病院の負担金の増額、税源移譲に伴う激変緩和による税の還付等により、平成20年度の当初予算編成につきましても基金を取り崩さなければならない厳しい状況でございます。

当初予算編成に当たり、町の財政事情の趨勢を踏まえた編成方針を策定し、職員に周知を図りました。編成方針として、「ムダ、ムラ、ムリを無くす」の財政健全化への理念を基本として、財政再建プランに基づきながら行財政改革等を積極的かつ着実に推進することとし、最小の経費で最大の効果が得られるよう重点的かつ効率的な施策の展開により、「町民みずからが主体となって考え、行動しやすい環境をつくり、町民と行政が協働しながら、開かれた町政の推進」を目指すことにいたしました。当初予算要求の基準については、投資的経費は実施計画において認められた事業ベースを基本とすること、既存の箱物の改築は、大規模改修は慎み、修繕・補修にとどめるものとする、各種補助金は前年度当初予算額の範囲内としてゼロベースから見直すこととし、補助金交付事務が適正に処理されていない補助金については予算要求を認めないことなどを決めました。歳入・歳出についてそれぞれ見直しを

図り、歳入に関しては過去の実績を考慮して適正な見込み額を計上すること、町債は発行額の抑制に努めることとしております。歳出につきましては、特に物件費は前年度の3%節減を目標とし、事業別予算を基本としながら行政評価の視点で予算編成に取り組むこととしております。

5点目の予算編成に当たり議会や住民に編成過程の公開が必要ではないかということでございます。

平成20年度の予算編成過程についてご説明いたします。

予算の編成に当たり、本年度から各課予算要求前に「予算編成に伴う事業費調査」を10月に行いました。平成19年度で終了する事業と平成20年度からの新規事業や増額になる事業の洗い出しを行い、町全体の事業の把握に努めました。また、11月の庁議では、予算編成方針と事業費調査の集計を示し、課ごとに物件費の3%を削減した枠配分と予算規模について各課長に説明をして協力を求めました。予算編成方針につきましては、今までと異なり、国・県・当町の財政状況を明確にした上で細部にわたって編成方針を示したところです。さらには、11月中旬に三役が出席して平成20年度重点施策検討会議を開催しております。平成20年度の予算編成は、ただいま各課からの予算要求を取りまとめており、議会終了後の臨時庁議において各課の予算要求状況を示し、新規事業については協議を行い優先順位を決定してから予算査定に入りたいというふうに考えております。

町の予算、決算につきましては、「広報しばた」やホームページで町民にお知らせし、平成19年度からは予算や行政の仕事の具体的内容をわかりやすくお知らせするために「よくわかる仕事と予算」も全戸配布いたしました。今後も積極的に財政状況を公開していきたいと考えておりますが、今のところ予算編成時から議会や町民に公開することは難しい点もあります。公開方法について先進市町を参考にしながら検討をしております。

6点目、病院会計の建て直しでございます。

医療制度の方向性や現状の医師不足を考えると、中核病院が単独で抜本的な対策を講じることは極めて困難な状況でございます。現実的に病院事業の健全化のためには、医師の安定的確保以外に有効な対策はないと判断しております。医師がふえない状況の中で、仙南医療圏全体としてどのような医療機能を整備していくかを見据えた上で、医師の集約化に向けた具体的な検討が有効であると考えます。現在この問題は、地域医療対策委員会の医療制度検討部会において公式に検討しておりますので、推移を見守りたいと考えます。

地域医療をどのようにしたら守っていけるのか、そのためには中核病院の財政的な経営基

盤を確立させることであり、最も大事なことは医師の安定的な確保に最大限努力をしております。

また、出来高払いを基調とする診療報酬制度のもとでは加算要素も順次取得しながら経営改善を行い、医薬品や診療材料費及び委託料等についても常に原価意識を持って病院職員一人一人が病院経営に当たれるようにしてまいりたいというふうに考えております。

3点目でございます。ごみの焼却の関係でございます。7点ございました。

1点目、焼却炉がなぜ3分の2、日本に集中しているのかと。資料を見ても、世界の処理施設の3分の2または75%との表記はありますが、全体の処理施設等は把握できておりません。環境省が実施している平成17年度末の調査結果では、日本のごみ焼却施設数は1,319施設となっております。諸外国では広大な土地を有しているため埋め立てが主流となっていること、日本は四方を海に囲まれた島国で国土も狭く、風土的にも伝染病が蔓延しやすい体質にあることから、ごみの衛生的処理のためには焼却が一番であるとの国の判断により法制化しているために、日本においては焼却処理施設が集中していると考えております。

2点目、ごみ処理広域化計画は通達で根拠法がないのではないかと。

ごみ処理広域化計画は、平成9年5月28日付の旧厚生省通知で、ごみ処理に係るダイオキシン類の排出削減を図るため、各都道府県に対し広域化計画の策定について、また市町村にあっては市町村の範囲を超えた広域的な処理の推進を通知したものであり、これは地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることから、根拠法としては地方自治法によるものでございます。

国は、平成9年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定し、一般廃棄物焼却施設に係るダイオキシン類の排出削減の方策として、高度な処理機能を有する大規模施設への集約化、そのための広域化の方向性を示したものでございます。それを受けて、宮城県では新たなごみ処理体制を整備する上での指針とするため、平成11年3月に「宮城県ごみ処理広域化計画」を策定しているものでございます。

確かに議員おっしゃるとおり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第4条で、市町村の責務として区域内の一般廃棄物の適正処理について規定されており、まさしく市町村の自治事務でございます。ただ、広域化が違法ではについてですが、地方自治法第284条で「地方公共団体は、その事務の一部を共同処理するため、一部事務組合を設けることができる」と規定されております。また、共同処理する事務は、教育・衛生・民生などの事務の種類を問わないものであり、法的には問題がないものと認識しております。ごみ焼却施設は、ダイオキ

シン類の排出対策のための費用のほか多額の建設費用、また維持管理費がかかります。効率的なごみ処理体制を図るために広域的に処理をしているものでございます。

3点目、ごみ焼却や焼却炉の危険性について、町では情報収集を行っているのかについてでございます。

議員ご指摘のとおり、ごみ焼却や埋め立て処理による大気汚染や処理水などの環境に対する影響には十分配慮する必要がございます。そのため、焼却施設の大河原衛生センター、また白石の最終処分場においては、定期的に排ガス中のダイオキシン類の濃度測定や漏水検知システムによる確認を広域行政事務組合で行っております。その結果につきましては、調査実施ごとに報告を求め把握しております。当然法の規制値をクリアしており特に問題は出ておりませんが、今後も管理を徹底して行い、連絡を密にしながら生活環境の保全に対処していきたいと考えております。

4点目、住民参加の学習会の開催等でございます。

町では、ごみ処理の現状を理解してもらうための場として出前講座を実施しております。施設見学等を通してごみの減量や分別の徹底の普及を行い、今後も継続して実施してまいります。可燃ごみのごみ質を分析すると、3割が生ごみとなっており、減量化を図るため生ごみを堆肥化する容器の購入者に補助金を交付し減量化に取り組んでおります。焼却処理以外のごみ処理につきましては、生ごみの堆肥化が有効であると思いますが、施設整備や維持管理及び堆肥化後の利用先の安定的な確保や一般家庭での分別の徹底が必要になることから、当面は個人対応の堆肥化容器の普及に努めていきたいと考えております。

5点目、新クリーンセンター計画はどこまで進んでいるのか。

(仮称)仙南クリーンセンターの施設整備については、平成16年度の段階で平成25年稼働ということで進めておりましたが、合併問題や構成市町の財政状況が非常に厳しいことから、稼働時期を平成27年から平成30年度ごろにということでこれまで検討してまいりましたが、平成28年度設置する方向で今2市7町の首長がまとまる方向となっております。平成28年度でございます。今後は理事会の場で決定を受け、焼却炉の選定や施設規模の決定等施設整備に向けた事務に着手する計画でございます。

仙南地域広域行政事務組合での調査・研究の関係ですが、組合では平成14年に(仮称)仙南クリーンセンターの建設に係る機種選定委員会を学識経験者を交えて設置し、情報の収集や技術的提案を調査研究した経緯がございます。現在は、構成市町職員と組合職員を対象にした勉強会を実施するなどして、最新の情報の収集と共有を図っております。

7点目、柴田町独自のプロジェクトチームの必要性でございます。

施設整備は構成市町全体での取り組みとなりますので、仙南2市7町の衛生主管課長・担当者で構成する「仙南地域ごみ減量化推進連絡会議」からもプロジェクトメンバーに参加できるように働きかけを行ってまいります。調査研究を行うには専門性が求められることから、学識経験者を交えた調査研究を実施した先例もありますので、広域行政事務組合でプロジェクトチームを立ち上げていただき、その中でごみの減量化対策やごみを焼却する際に発生する熱エネルギー、焼却残渣の有効活用に向けた方策と総合的な検討を行うプロジェクトチームの設置を要望したいと考えており、先日の理事会の市町村懇談会で私の方から要望は、これは出させていただきました。

仙南クリーンセンター整備計画につきましては、平成11年2月の広域理事会において、新ごみ処理施設は将来2市7町で「1施設」を整備するという方向性が確認され、平成19年第1回定例会において仙南地域広域行政事務組合の規約の変更を可決いただいたところでございます。今後2市7町の枠組みの中で焼却炉の機種選定などについて協議、議論を重ね、方向性が出た段階におきまして議会に対する報告と町民の方へも内容をお知らせし、ご意見をいただきながら検討を加えていく、そういったプロセスを経て決定されていくものと考えておりますが、各市町の財政状況が大変厳しい状況にあることや施設関係の技術的な性能の検証、評価、これが大変重要でございますので、慎重に進めていきたいとともに、2市7町におきましては積極的に柴田町の意見が反映されるように努力をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（伊藤一男君） ただいまから休憩いたします。

2時35分から再開いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時34分 再開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

7番白内恵美子さんの質問を続けます。

7番（白内恵美子君） 1問目の財政分析の情報公開からいきます。

いろんな資料を公開するということで、とてもよかったなと思っています。ただ、気になったのが経常収支比率のところなんですけれども、ちょっと見てみましたら、柴田町の場合、

臨時財政対策債を除くと平成15年度は85.7%が96.8%になります。平成16年度は86.9%が94.9%、平成17年度は91.0%が97.4%になります。町村の場合95%以上だと硬直化と判断されますから、この臨時財政対策債を除かないと柴田が硬直化しているというのが見えなくなってしまうんです。ですから、総務省に出す書類上は仕方ないのかもしれませんが、例えばほかの私たちが受け取る決算書だとか、それから「よくわかる町の仕事と予算」でも、この中にも債務負担行為をプラスしての数値が出ていますが、それ以前に臨時財政対策債を除いた数値にしなければもう最初から95%を超えている状況になっていますから、やっぱり正しい情報を伝えるべきだと思うんです。その辺の考え方はいかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） おっしゃるように、町の予算、決算、町民なり議会なり皆さんが見ても一目でわかるように実際になっていないというのは全国的に言われていることだと思います。やっぱりさらに予算書、決算書からいろんなデータを抽出して、いかに町民の皆さんにわかりやすく伝えていくかということが今後の課題だというふうにはとらえております。

今経常比率の話がありましたけれども、平成18年度決算ベースでいきますと、実は94.8ということで全国と合わせた基準で計算しましてなりますけれども、臨時財政対策債除きますと100.4%ということがございます。昨年の財政再建プランの際にもお話ししましたがけれども、実際柴田町の場合、全国と同じような決算のやり方やりますと94.8ということになりますけれども、臨時財政対策債を含んでも実際にはいろんな振り分けがありまして、例えば大学の寄附金とか下水道の繰り出しの半分とかそういうものは見られていないわけです、経常経費ということで。それらを入れますと、実は柴田町、数年前からそういうやつも入れますと100を超えているというのが実態でございます。これは昨年の財政再建の懇談会とかでもお話ししているんですけれども、そういうことで今柴田町が収入に対してもう必ず出ていく金が収入を超えているという状況なので非常に財政が厳しいということがございます。議員がおっしゃったように、その辺も来年度発行します「よくわかる仕事と予算」の中でももう少し具体にお知らせしていきたいというふうに考えております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

7番（白内恵美子君） それから、6番目に長期間の決算額の推移を見ることが必要というふうにして、たくさんのこれらの推移を作成し公表すべきだと載せたんですが、議員ばかりでなく今は住民の方もかなり関心を持っていますから、やはり長い目で見て、去年とことしくらいの間隔ではなくて10年、20年というスパンで見えていくと、例えば大型事業、建設事業を

展開すると、その財源として起債した公債費の返済が後年度に上昇すると、ずれてのってくと。それから、大型の施設が一たんできると管理運営に伴う委託費だとか管理費などのランニングコストが経常的にかかるというのも長い目で見ていくとわかると思うんです。それをもう住民の方も関心のある方はきっとそういう目で見ててくれると思うんです。そうすると、だんだんに町が行う町民懇談会するときでも質問内容が変わってくるのではないかなという気がします。ですから、ちょっと面倒かもしれないけれども、やはり経年推移というのは、どういう形でもいいから出してほしいというのが一つです。ぜひここは面倒でもお願いしたいと思いますが、この辺はどうでしょうか。ほかのものは大体出すということだったんですが、これは。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 議員がおっしゃるとおり、昨年も平成5年から町民の皆さんには決算状況なり、起債の推移とかそういうやつは公表したところでございます。一番非常に今地方自治体の会計が問題視されているのは、官庁会計というんですか、官庁会計につきましては現金主義会計ということで行われておりまして、今回の健全化法も現金主義でなくて民間のように発生主義会計というんですか、例えば今町ですと将来学校を建てた場合には減価償却するとか、それから役場職員の退職金も必ず発生するわけですけれども、そういう給付金ですか、そういう引当金が今の公会計には導入されていないということで、これは国も地方もその現金主義会計から発生主義会計も当然見込んでやるべきだろうということが今指摘されております。当然これから費用がかかるものとか、それからさらに債務がこのようにふえていくというようなことがやはり町民に知らされなければいけないというふうには思っております。

ただし、こういう発生主義会計を財務会計システムというんですか、そういう関係に先進的にやっているのは東京都でございます。かなり今の財務会計のベースをそういう発生主義会計を入れた町の会計ベースにするためには相当の費用がかかるということがございまして、どこの自治体もまだそこまでは至っていないということで、今の現時点では東京が見本になっておりまして、いずれは各自治体も民間と同じような発生主義会計という考え方で財政の将来の見通し、そういうものも町民とともに考えていくというふうにはなっていくかと思っております。

ただ、まだ現段階ではそれらを盛り込んで正確な数字を町民の方に公表できるというまでには、来年度の「仕事と予算」までにはちょっとできないかなというふうに思っております

が、その辺も今後の財政運営には十分に、考慮しながら財政運営をしていきたいというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

7番（白内恵美子君） 「よくわかる町の仕事と予算」にすべて載せるというのはやっぱりかなり厳しいかなと、どんどん厚くなりますから。ですから、もっと詳しい資料が必要な方はいうことで、例えば最後にどこにありますとかということをきちんと載せておけばそれだけでもいいのではないかなと思うので、そういう形でお願いしたいと思います。

次に、地方財政健全化法なんですけど、先ほどの答弁で一番気になったのが、平成22年度から4年間の赤字ですよ。この辺は、そうするとこの7日に発表された総務省の破綻に照らし合わせて、柴田町の場合はどの辺まで連結赤字、実質赤字比率が行きそうなんですか。今のところ数値は出してみたいんでしょうか。そこをお願いします。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 四つの指標が新たに健全化法の対象になるわけですけども、柴田町で一番心配されるというのは、今の段階では四つとも一般会計、それから水道等の企業会計につきましても今の段階で赤字決算はしておりませんので、実質赤字比率なり連結実質赤字比率等については二、三年は心配ないというふうに考えております。

それで、3年後から4年連続で財政再建上は10億円程度赤字になるということを見込んでおりまして、実質赤字比率が20%を超えれば再建団体ということで、柴田町の場合は約14億円赤字になりますと財政再建団体ということになります。そういうことを考えますと、財政再建推計上では当然再建団体にならないようにということで計画しておりますので、何とか財政再建団体への転落は避けられるのかなというふうに思っております。

ただし、先ほど町長が答弁しましたように、実は平成20年度の予算につきましても財政再建プランでは1億3,000万円程度黒字になるという推計でございました。それが今当初予算編成まとめているわけですけども、どうしてもやはり1億から2億程度の基金を取り崩さないと予算は編成できないという状況ですので、単年度、平成20年度見た場合でも行った来たで約3億円ぐらいもう既に狂っているという状況でございます。

そういうことを考えますと、平成21年度、22年度以降、昨年推計した財政計画よりはもっと厳しくなるだろうというのが今の段階の予想でございまして、今とりあえず大ざっぱですけども、当初予算編成に当たりまして財政推計を見直しているという段階でございます。それを考えますと、去年よりは相当、3年以降の赤字額というのは10億円を4年間で超える

というふうに見込んでおりました、14億円ですか、それをカバーできるかどうかというのが今非常に心配しているところでございます。

その他の実質公債費比率30%以上ということですので、当面大きな事業を展開できない状況ですから、公債費を返していけばこの実質公債費比率は心配ないだろうというふうに思っております。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

7番（白内恵美子君） そうすると、次の質問にも関連するんですが、新クリーンセンター建設とかというのは、本当に事実上、もう財政上無理だと判断した方がいいんでしょうか。先ほどの、次にもちょっと絡みますが、平成28年度設置という町長答弁だったんですが、どこに設置するとか環境だとかを考える前に、もう財政的に平成28年度だって厳しいということですか。この平成22年度から4年間これだけの状況であれば、その前から積み立てなければなりませんよね。財政再建プランには、この分は組み込まれていなかったはずですよね。いかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 財政再建、昨年のプラン上は当然クリーンセンター計画とかの建設時期が決まっていませんでしたので、今回決まったということで、先ほど言いましたように、今そういうものを織り込んで再度推計を見直しているということでございます。それはクリーンセンターにとどまらず、白石にある廃棄処分場、それも満杯だということで、それらもちょっと計画に織り込みたいと。それから、村田町の斎苑、これについてもまだ計画実施は確定ではないんですけれども、今後10力年の中には当然入れなければいけないだろうということで、それらを織り込んで今推計を見直しているということで、10億円という赤字がもっとふえるということで今推計を見直しているという状況でございます。それで、柴田町だけで財政が厳しいから待たせる問題ではないということで、ある意味では経常的な経費だろうという見方をしております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

7番（白内恵美子君） これは病院にも関係するんですが、広域でやっているいろんな事業、どこかの団体が財政再建団体になった場合、確実にその負担額というのはどういう状況になってきちんと負担はするんでしょうか。その辺のことはどういう取り決めになっているんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） これまで仙南2市7町でそういう財政再建団体等になった団体もないということです、詳しくは私も調べておりませんが、恐らく当然ごみの問題ですから、町民に直接にかかわるサービスということで、それは最低限やらなければいけない行政サービスだろうという観点からいけば、広域の方で負担を求められれば組合員として当然それは負担しなければいけないというふうにとらえております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

7番（白内恵美子君） そうなりますと、財政再建団体になって、例えばいろんな経費を何割か切り詰めるということになった場合でも、その分の負担、広域での負担というのは全額負担はするということと、今の答弁ではそう考えてよろしいんですね。わかりました。かなり大変ですね。

それから、この健全化法にどう対処するのかで、先ほど大坂議員がきつと質問したかったんだらう病院会計のことなんです、私はのせておりますので。先ほども町長がちょっと答弁には入っていたんですが、委託費とかも原価意識を持って行うというような答弁だったかと思うんですが、委託費や医療器具、医薬品の入札というのは、実際に余りこの議会の中では、例えばこの柴田の議会の中では病院の方は問題にされてないんですが、担当者レベルではどの程度まで把握しているのでしょうか。実際どのような入札が行われ、入札率もほとんど高目だとまわっていると思うんですが、その辺についてどのような報告を受け、どのような今後の話し合いというか、今後どうしていくとかかそういうことについては検討してないのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） 組合関係のいろんな契約予算、決算につきましては、組合議会でもって予算、決算がなされると思いますので、その決算上いろんな委託費、あと購入費等々があるかと思いますが、そちらの議会の方でその辺は確認といたしますか、していただければというようなことを考えてございます。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

7番（白内恵美子君） そうしますと、柴田町の担当者が意見を挟んだりということは一切できないということですか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 病院の備品購入とか医療品の購入につきましては、私の方が1市3町の理事の中で会がございまして。その中で、病院の特殊な事例を除いて、例えばビルの清掃等、

そういうものに関してはなるべく一般競争入札にしないと、してほしいと。それにつきましても、病院組合の方できちっと方針を立てて、そして首長会議に報告するようにと、私の方から積極的に薬品とか医療品以外の普通のものについてはなるべく一般競争して、そして1市3町の首長に、会議に出すように、これはやっております、議会の方も徐々にその方針を取り入れていただいております。ただ、医療品の方も、これについても多分一般競争入札をしているというふうに思っているんですが、まだまだその詳しい状況については、今後私も積極的に会議の中で一般競争入札になるように組合の執行部の方に申し入れをしていきたいというふうに思っております。〔午後2時53分 1番広沢 真君 退場〕

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

7番（白内恵美子君） 連結決算となると、病院の決算はすべて入ってきますよね。平成19年度予算、病院の予算書では62億円の欠損金が出るんです。それが柴田の配分比で何十億かの赤字ということになるかと思うんですが、かなり病院会計を改善していかなければ今後それこそ財政再建団体になる可能性というのもあると思うんです。ですから、どういう今後、今の町長の答弁では、副管理者といえども余り関与してないなと思ったんですが、管理者、副管理者の間では、この病院についてのこの赤字についてはどのような話し合い。統合ということは今出されてはいますけれども、実際に出ている赤字についてはどのような話し合いがなされているのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 一番の赤字の原因は、やはり救急医療、この関係でどんどんどんどん利用者がふえているわけなんですけれども、その分赤字が膨らんでおります。そのときに、1市3町だけでなく今は4市9町から入ってくるということになっておりますので何とか、1市3町のもう枠の中では考えられないということで、管理者を中心に今ほかの自治体の方に働きかけて、ほかからも負担をしていただけるようにできないものかと一生懸命正副管理者の方ではその方向で一つ検討をしております。それでできなければ、県が地域医療を守るための公平な負担というものを考えてほしいと組合の管理者は言っております。やはり問題なのは、医師を確保して、医師が1人いなくなると大分赤字になってきますので、その辺の医師対策ということで、これも病院長が、呼吸器の医者が2人足りませんので、厚生労働省の方をお願いするなり努力をしております。この赤字の原因はやっぱり過剰な設備投資、この減価償却費にかかっている面が多いもんですから、これについてはもう建ててしまったので、これが病院会計で赤字を生んでいる最大の原因になっていると。それを病院の経営の中

から黒字にするというのはなかなか並大抵ではないと。やっぱり出発点が、このみやぎ県南中核は身の丈以上の投資をしてしまったことが経営を圧迫しているのかなというふうに思っております。

ですから、正副管理者としては、将来は刈田病院と中核病院の経営統合が一番いいんですけども、機能分担、役割分担をできないかというような話を管理者がやっております、風間管理者もやはり刈田病院だけではうまくいかないという認識をこの間新聞で示されましたので、両首長、我々もまざって、そして病院の機能統合、役割分担、そして経営統合というようなことに道は進まざるを得ないのかなというふうに思っております。

ですから、もう1市3町の病院だけで考えている時代ではないんです。もう2市7町、それから4市9町、仙南全体でこの地域医療をどう守っていくかと、病院経営をどうしていくかという話をしていけないといけない時代になっているというふうに考えております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

7番（白内恵美子君） いずれ早い段階でそうなるかと思うんですが、その前に中核病院の場合は、医療器具の買い換えというのがきっとそろそろ始まると思うんですが、そうすると今まで減価償却費を積み立てていませんから、結局減価償却費が赤字分に回っていますから、またここで借金をして医療器具をそろえることとなると思うんですが、そうすると先ほどの10億円を超える平成22年度からの赤字というものの中には、中核病院の医療器具買い換への分とかというのは見込んであるのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 医療機器のリースということで、5年間実は経過しております、もう本来であれば5年ということでリース期間を終えていますけれども、どこの自治体も財政が厳しいということで、今年度は5年過ぎても今使っているという段階です。

財政再建プラン上も7年間ですか、使うということで8年目から再リースというんですか、新しい機械を導入するということで5,000万円から7,000万円程度負担がふえるということで推計上見込んでおります。今回も今見直していますけれども、それについても7年経過した後には当然機械を買い換えするだろうということで、その分も推計に織り込んでやりたいというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

7番（白内恵美子君） 平成19年度中に改善すべき点はないかという質問に対しては、再度見直しが必要ということはあったんですが、特にあとはないのでしょうか。見直しが必要とい

うだけだったんですが、こういうことをやるとかはっきりしたことはないんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 健全化法の4指標に向けて平成19年度に改善するというようなことはちょっと……。もう予算もスタートしておりますので、それはなかなか難しいだろうというふうに思っております、平成20年度当初予算編成から再度健全化に向けていろいろ考えなくては行けないかというふうに思っております。

ただし、正直に言いますと、昨年1年間で議会なり町民の皆さんとともにかなり厳しい健全化プランをつくったということがありまして、非常にそれ以上に悪化するような状態をどんなふうにして改善していくかというのが今解決策がなく非常に頭を痛めているという段階でございます。実際に町自体は一生懸命昨年から健全化に向けてやっているわけですが、例えば広域事務組合なりが果たして、負担金だけで運営している組合なものですから、もう少し各自治体のように、例えば本当に消防署自体が各町に必要なのかとか、もっと焼却炉も、焼却炉は一つになるんですね。斎苑なんかも三つあるのを一つにできないかとかそういう広域自体が自治体と同じように今の規模とかそういうものを財政縮小するような考え方を持ってもらわないとどうにもならないということが一つあります。それは病院経営につきましても、先ほどお話ありましたように、当然病院自体が負担金をもらえば経営していけるというのではなくて、自治体と同じようにこういう財政厳しくなるという、母体が倒れてしまったらどうなるということを認識していただいて、当然首長あたりが理事会等で積極的に発言していただいて、そちらの方がある意味では改善すべき大きな点かなというふうに思っております、平成19年度中に柴田町自体として町の予算状況につきまして改善するのはなかなかもう無理なのかなということで、今お話ししたようなことも踏まえて来年度以降予算から取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

7番（白内恵美子君） やはり広域の見直しというのが一番必要なんだと思うんです。見てみると、例えば柴田町の中でも本当に1,000円、2,000円も削っているというような段階なのに、広域に行くと負担金なのでという何かのんびりした雰囲気というのはやっぱり受けるんです。ですから、広域というのももう徹底して見直し、それから例えば柴田の職員が5%カットしている。それをじゃあ広域ではどうするんだという、広域の中でも話し合いをしなければいけないと思うんです。負担している一つの団体が削減しているときに広域はそのままいいのかということもありますから、柴田の代表として広域の理事である滝口町長には本当に頑

張っていただきたいのは、広域の事業すべての見直し。やはり予算の削減、とにかく各自治体の負担額を減らす。その努力をしてもらわないと、自治体の方がつぶれてしまうと広域は成り立たなくなりますから、ぜひ本当に各首長さん方と徹底した話し合いを行っていただきたいんですが、その辺の覚悟をお聞きしたいんですが。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 先ほど言ったように、柴田町は職員の給料5%をカットしておりますし、ボーナスも役職加算をつけてないというような状況でございます。ですから、2市7町におきましては、いろんな焼却施設、斎場、消防に関しましても柴田町の現状をお話しするわけなんですけど、どうしても2市7町の多数決という変なんですけど、ほかの自治体の首長さんはまだ財政的に余裕があるもんですから、やっぱり組合に対する遠慮というのがございまして、一人孤立をしているような状態でございます。焼却炉につきましても、クリーンセンターにつきましても、柴田町の議会から厳しく質問されて場所がそこでいいのかと。そこに行くまでの道路の問題、それから地元対策費というのがございます。そういうものにつきましても、大変まとめ役の角田市長さんにはご迷惑はかけておりますけれども、ずばり今計画されているところでいいのか。今の焼却場を建て直して、そして新たな道路をつくる財源は要らないんじゃないでしょうか。その分はもちろん大河原と柴田でご迷惑をかける分は負担しますよ。ですけれども、コストは安くなる。それから、地元にあるいろんなプールとか温水施設、はやりでつくりましたけれども、ほかの自治体を見ますと使っていないんです。そういうことも角田市長さんをお願いして、なるべくコストをかけないようにというふうなお話しております。

ちなみに、賛同してくれる方々が若干ずつふえてきておりますので、このクリーンセンターの140億円というふうなことも本当に柴田町がリーダーシップをとって、大体これは入札すると80億円ぐらいになったりするという事例も私は情報をつかんでおりますので、適正な施設整備をしていかなければいけないというふうに思っております。

また、消防の人件費もただ単に2市7町の平均をとるということになりますと、柴田だけがマイナスなものですから、ほかはやっておりますので、その点も納めている自治体が苦労している分は広域も最低限の自治体に合わせられるようにしていただくとコストは下がるんですが、それは各首長さんのいろんなご事情がございましてまだ大勢にはなってありませんが、柴田町の実情、広域のあり方、自分たちが苦労してお金を集めているわけではないので、その点はこれからも十分に理事会の中で意見を述べさせていただきたいというふうに思って

おります。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

7番（白内恵美子君） ぜひ頑張っていたきたいと思います。

それから、財政健全化法の方でもう一つだけ聞いておきたいのが下水道事業のことなんです。一般会計からの繰出金が多額になっておりますし、それから借金返済がかさんでいます。実際にやはり下水道事業も見直さないと、この財政健全化法にひっかかってくると思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

上下水道課長（大久保政一君） 下水道特別会計、残債が111億円、町全体で290億円ですか、その43.2%、まさしく大きなウエートを占めております。工事をやる時に当然起債を借ります。これまでの分、起債を返します。その差引きで大体2億円ほど実は償還をしているような実情でございます。これからの事業、事業認可区域もあるんですけれども、補助事業分をふやして町の起債事業を減らして、国の分がその分、枠的には多少減るんですけれども、国庫補助を多くやることによって国の補助も入ってきますので、そういうことで起債を減らしていきたいと、このように思っております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

7番（白内恵美子君） 人口密集地以外は早い段階で合併浄化槽に切りかえるとかやはり一つの方向転換が必要だと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

上下水道課長（大久保政一君） 下水道事業は、合併浄化槽でなくて阿武隈流域関連でやっているんですけれども、当然これからは人口集中地区といいますか、路線を1本整備することによって接続率といいますか、水洗化の高いところ、もしくは人口の集中しているところを集中的に面的整備を図っていかなければいけないだろうと、こう思っております。これまでのように、こっちをやったからあっちもやらなければいけないということではなくて、その辺を頭に入れながら下水道事業を展開していきたいと、このように思っております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

7番（白内恵美子君） 3点目のごみ焼却炉の方に移ります。

1番目の質問で、全世界の焼却炉の3分の2が日本に集中している原因について聞いたんですが、日本は国土が狭く衛生的処理のために焼却しているということだったんですが、本当にそうなのかということをやはりここで見直さなくちゃいけないと思うんです。市町村が国

のダイオキシン対策とガス化溶融炉をもう無批判に受け入れた結果だったと思うんです。それと、国の大きな補助金が建設ラッシュをあおったためではないでしょうか。私は、そのように見ているんですが、それについてのお考えはどうでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） まさしく議員さんおっしゃるとおり、ダイオキシン対策というふうなことで施設の整備、大気汚染対策、それらを進めるということで国の施策というふうなことで進めたのは事実だというふうに思います。

それから、国の補助の関係ですけれども、確かに施設整備、国の補助要件としてはきちっと広域化計画を立ててやれば補助は出しますよという国の先導的な形でそういった体制があったというのは否めない事実ではないかというふうには思います。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

7番（白内恵美子君） 2問目のごみ処理広域化計画のことなんですが、調べてみてわかったことがあるんですが、この通達というのが1997年5月28日、当時の厚生省が水道環境部環境整備課の一課長名で全国都道府県の部局長あてに出した「ごみ処理の広域化計画について」という通達だったそうです。これはあくまでも通達なので法律ではありませんから、本来なら各市町村や住民の意見を十分に聞いて国会の中で論議と議決を経て意思決定がなされるべき政策課題だったはずです。それが一課長の通達で都道府県あてに出されて、市町村は県からの指導というかそういう形で始まったと思うんですが、先ほど地方自治法何条、245条の根拠だというんですが、実際にはそうではなくて、単なる一課長の通達だったということです。

ですから、本来ならこの通達に町は従う必要はなく、自分たちで柴田町にとって最良のごみ処理について考えるべきなんではないかと思います。広域でやっていると、ごみ処理について考える機会が住民はなくなってしまうんです。そういう機会を持たないで単にごみを出すだけ。ごみ集積所に持っていけば行政が処理してくれる。税金が使われているけれども、それは行政サービスとして当然でしょうで終わってしまうんです。ですが、ごみ処理というのは自治事務です。先ほど答弁にもありました。自治事務である以上、やはり町の中で本当に何がいいのかということを考えなければいけないと思うんです。考えないまま広域で、まして今度は2市7町の枠組みに入ってしまったから、なおのこと住民から遠ざかってしまって、住民に対しては今のところ本当に情報は何も伝わっていない状況です。私たち議員ですら進捗状況というのは随時は知らせてもらっていませんので、本当にどこまでなんだろうというのが常にわからない。住民の方に聞かれても答えられない状況です。それを何とかしな

ければ、このごみ処理事業というのは削減に向けて進むことができないと思うんです。住民が自分の問題としてかかわらない限り、ごみ削減に真剣に取り組まないと思うんです。どうなんでしょうか。この広域でやっていることに対しては指導だったからやったのか。やはり単独で一つの炉を持つのは財政的に無理だということから始まったのか。その辺は柴田町としてはどういうところから広域で行うというふうになったんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 具体的な経過はちょっと詳細わかりませんが、やはりダイオキシンの報道がありまして、ダイオキシンが猛毒だというような報道がなされまして、大河原衛生センターがそれに該当したということがございます。そのときに、我々ダイオキシンの危険性というものを自治体で評価というんですか、危険性を認識するだけの技術も知識も不足しておりましたので、危険だということがありまして、そうした場合にダイオキシンを出さないようにするというのは、高度の温度でやるということになればとにかく施設を新たにしなければならぬという発想が生まれて、そうであると町単独ではそういう施設整備はできないと。それで、たまたま広域化計画を策定すると補助金が出るというような流れにならざるを得なかったのではないかなというふうに思っております。

先ほど議員が申しあげましたように、その時期はダイオキシンの危険性ということと、新たなガス化溶融炉を技術開発して日本が次の環境技術で伸びようとした。それから、環境庁でしたか、そのときの権限の強化というようなミックスされてこういう広域のごみ処理計画というのが進んでしまったのではないかなというふうに思っております。

ですから、やはりごみ処理につきましては、もう規約上2市7町で一括つくるということになりましたので、その施設の規模とか技術とか、そういうものを本当に徹底して勉強することと、運営の方法をきちっとやっていかないと140億円提案されて、一般入札でどのくらい下がるかわかりませんが、それだけではいけないというふうに思っております。ですから、私は、この広域のクリーンセンターの申し出はごみの有料化とセットで柴田町は平成27年度で妥協すると。皆さんは平成25年度と、こう言っていましたので、私だけ平成30年と言っていたんですが、ほかの首長さんとの足並みもそろえなければならぬし、最終処分場も平成30年ではもう満杯になるということもありましたので、平成27年度はごみの有料化とセットであれば妥協すると提案をしましたら、大河原の町長さんがそれとは切り離して、財政状況で平成28年度という方向性が示されておおむねそうなったんですけれども、そのようにみんなで話し合って、大きな買い物は意外と小さな買い物よりもアバウトになってしまい

ますので、それは柴田町が一番ごみの排出量を出しておりますので、一番負担金を出さなければならぬのは柴田町です。ここは議会と一緒に、町民と一緒に、なるべく適切なごみの出し方、そして適切な施設整備をやっていかないと大変なことになるというふうに思っておりますので、議員おっしゃるとおり、町民にもこのクリーンセンターの必要性は皆さんわかっていると思うんですが、規模、それから機種、それから運営、これに関しまして啓蒙活動、情報提供を一生懸命やらさせていただきたいというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

7番（白内恵美子君） 今の町長答弁のとおりだったと思うんです。ダイオキシンということで本当に猛毒だということで、結局「大型化して高温で燃せばダイオキシンはなくせるんだ」みたいな形で、何か国民に正しい情報を知らせないまま、何かダイオキシン対策という「にしきの御旗」を掲げて国は通してしまっただなと思うんです。でも、調べてみるときちんとした根拠というのもないし、それからダイオキシンというのは、一番冷静になって考えれば、燃やさなければダイオキシンは発生しないわけです。ダイオキシン発生させないためには、一番はごみ削減が最も有効であると。すぐに大型化に走るのではなくて、ごみ削減の方が本来なら先であったはずなんです。

ですから、今ここで私たちは立ちどまって、2市7町の枠組みに入ったとはいえ、規模を考えると、幾らごみを燃やさない処理もあるとはいっても全く出さないということは確かに無理でしょうから、どうやったら焼却する分を減らせるかということをしかりと検討すべきだと思うんです。そうすると、例えばですが、1カ所につくるといった場合も、前にはそれはないとは言われましたけれども、大河原クリーンセンターに1カ所だって済むかもしれないんです。極端に言えば、半分に減らしたらそれで済むわけです。新たな土地を購入する必要はないわけです。だから、いろんなもっと広い範囲で考えられるというのかな、いろんな可能性が広がってくると思うんです。今のごみの量を何とかしなければならぬという考えから、徹底して削減して、その上で最良のものを選ぶというふうにすれば、何も新しいところに土地を購入しなくても建設は可能かもしれません。

それで、私は3カ所を最近、クリーンセンターを見てきたんですが、どこで言われることも建設時よりもランニングコストがとにかく高いと。建設時にはこういう説明はなかったと。最近も石巻広域のクリーンセンターを見てきたんですが、そこは見積もりが120億円です。それに対して実際に応札したのは58億円。だから、焼却炉の価格はあつてないようなものと言われていますが、実際にこれは何なんだと思うようないろんな談合もあれば、それからメー

カーの考え方一つで安く入れて、あとの補修費で高く取る。そのメーカーしか補修できないから、例えば石巻の場合でも平成19年度が2億3,000万円、平成20年度が3億8,000万円の補修費だったかと思います。信じられないような高い金額がかかってくるわけです。そのほかに薬剤費だとか、それから助燃費というんですか、そういうのもかなりかかると。だから、人件費だけではなくてかなりのコストがかかる。特にそれは溶融炉なんです。溶融炉というのは1,300度から1,800度の高い温度で燃やしますから傷みがとにかく早いんです。資料の中には何か2週間ではがれてきたのでそれを補修しなければならないというところもあるくらいで、年間に何度か補修するとかそんなの当たり前らしいです。ですから、情報収集、一番これから大切なのが情報収集だと思うんです。それには、現場に行って直接聞いてくるのが一番です。実際に私たち現場に行って聞いてきたときに言われたのは、電話での問い合わせでは正直答えられませんと。一般的なことしか答えられませんが、来て話をすれば本音で話せるというようなことを聞いてきました。実際に担当者はどのくらいほかの施設、見学しているのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） クリーンセンターの情報収集どれくらいしているのかということなんですが、クリーンセンター、今おっしゃったように溶融炉。今まではストーカー方式とか流動床式。大河原が流動床ということで、砂で攪拌して燃やす。あと、角田ですとストーカー方式ということで段階的に燃やして行って、それが大体700度から800度ぐらいで燃やすというふうなのが主流だったんですが、ここ10年前ぐらいから今議員さんがおっしゃったようにガス化溶融炉、1,300度から高いものと1,800度ぐらいで燃やすと。溶融炉みたいなそういったのがあって事故の危険性も大きくなってきたというのが実態でございます。

そういうふうなことで、ここ10年ぐらいで新しい技術が大分出てきたということもありまして、仙南広域の方では、今あるデータは大体15社、プラント会社15社から大体30ぐらいのクリーンセンター、これをすべて30ぐらいの施設、これのデータです。要はもうタンクが幾らかからこういった機種でこういった内容で、シャフト炉か、流動床か、どこのメーカーで、すべてその内容を調査して持っております。つい先ほども、2カ月ぐらい前ですか、町の職員、営繕担当者と、あと組合の事務職員、2社、今のガス化溶融炉、新技術ということで直接業者を呼んで説明会をしてございます。そういったことで話をしているいろいろ情報収集して、今後検討していくというふうな形になるかと思っております。

ただ、議員さんおっしゃったように、現場をまだ担当者として見てない分がございまして。や

っぱりそれは必要でございますので、町長とかは理事会とかクリーンセンター、千葉とか新潟とか見ております。担当者がまだ見てないということなので、広域の方に申し入れして平成20年度、担当者の研修を実施するというふうになってございます。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

7番（白内恵美子君） 今の答弁を聞いていてやっぱり危険だなと思ったのが、30ぐらいのクリーンセンターのデータは持っている。メーカーはいいことしか書いていません。当然ですね。売り込みかけたいわけですから、メーカーは本当にいいことだけです。だから、実際に現場に行って直接担当者の話を聞く。皆さん困っているわけです、いろんな面で。コストがかかり過ぎる。それから、事故が起きる。いろんな補修が大変だとか、それから人力でやらなければならないとか、もう本当に、えっ、こんなに大変なんだなというのを今回2カ所を見てひしひしと感じてきました。3カ所見たうち1カ所は総務常任委員会で行った福井県のエコクル美方というところは、いいことばかり聞いてきて、私もうのみにして、ああ、これなら何とかやれるのかなとかちょっと思ったんですが、それからいろいろ情報収集に取りかかっている資料を読んでも、うん、溶融炉は危険だというふうに思ったんです。その後に名古屋の五条川クリーンセンター、それから石巻広域クリーンセンターに行ったんですが、どちらも本当に現場の担当者が率直に話してくださるんです。こんな大変なことがあるんだというのがわかりました。メーカーの資料、そのクリーンセンターの資料だけ見ても何も書いてないようなことがやはりたくさん生の声として出てきますので、ぜひそういう情報の収集の仕方をしてほしいと思います。そうでなければわかりません。特に単なるデータをとるだけだと、本当にメーカーのいい面しか載りません。ですから、何カ所も見て、本音で語ってくれるところに行って聞いてほしいと思います。ぜひお願いします。

それから、予定地がありますよね。それで、私も行って見たことはあるんですが、道路が狭いばかりでなくて、あそこは山の北斜面を上り下りすることになるので冬場はかなり危険です。だから、取りつけ道路にお金がかかることもですが、かなり危険だと。それから、実際には今のように原油高騰、原油がかなり上がっている段階だともうガソリンが、例えば柴田の場合少しでも遠くなった場合というのは今よりも運搬費用がかかりますよね。そうすると、それも見込まなければならないわけです。これだけガソリンが上がっているときに、いろんなそういう要素が絡みますから、できるだけ本来であれば近くに、どの場所からも近いところというのがまず一つだと思うんです。やはり今予定地とされているところはいろんな批判もありますから、ここはもう一度しっかりと検討していただきたいと思います。

そのときに、柴田の住民は置いてきぼりではなくて、実際に2市7町すべての住民の方も巻き込んだいろんな研修会、説明会あってしかるべきだと思うんです。その辺、理事会等で町長、頑張っていたきたいんですがいかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 場所の問題につきましては、角田市長さんが角田のいろんな議会で議論をしまして、現在の予定地を1市5町でまずその場所を選定していたわけです。ですけれども、私の方、大河原と柴田が後でまざる規約改正の際に、初めに建設場所ありきでは議会に対しても説明ができないので、角田市長さんの考える方向性を基準としながらも場所については白紙から検討するという条件のもとで柴田の議会にお示しして2市7町の規約改正をさせていただきました。

この間の理事会の後の市町長懇談会でございまして、そのときに齋町長の方から、やはり現在の場所について改めて見直すべきではないかという提案が出されました。理由は、今議員がおっしゃるとおり、北斜面に待避所をつくって本当にいいのかということと、やはり住民対策等、これは迷惑施設ということで住民対策をいろいろやってきたんですが、もうそういう時代ではないんじゃないかという、本当に角田市長には申しわけないような提案をなされました。角田市長は、これまでの場所の選定に至った議会並びに2市5町での町長会議のお話をされまして、それを聞きますと、柴田町が最終的に最終処分場を引き受ける覚悟がないと、最終的に柴田町の要求を押し通すことは無理かなというふうに思っておりました。もちろん、現在の角田市の敷地に2市7町入って建てかえるということ、その際には今現在の2市5町でやっている量で建てかえられないか。要するに、2町分は削減して、今角田でやっている2市5町分の施設を使って、それをリニューアルして、それに大河原と柴田がまざった形にする。そういうことはできるんじゃないかと私は提案をさせていただきました。もう豊橋市の中でも、密集地の中でもガス化溶融炉を使ってやっているわけですから、そういうことはできませんかという提案もさせていただいたんですが、先ほど申しましたように、角田市議会との関係、それから今までの2市5町との首長さん方のお約束、それから住民に対してもう現在のところにはつくらないで新たな、これは丸森という地区なんだそうですが、丸森につくるということを進めてきたので政治的に後戻りはできないんだと、そういう話で、今場所がまだ決まってないような状態でございます。

ですから、今考えられるのは三つの方法が考えられまして、私は、現在の角田市の焼却場をリニューアルすると。そのときは、もちろん柴田と大河原もまざるんですが、まざれば量が

ふえますので、住民は何で大河原と柴田となりますので、現在の量に落として、単なるリニューアルだということができないかという案が一つ。

それから、現在の予定地、これつきましても北斜面の道路はやめて、白石の113号線から来る道路だけを使うと。そこに待避所をつくってコストを安くすると。

それから、住民に対しましては、利用しない温泉施設とかでなくて、直接補償してはどうかと。1軒当たり、例えば100万円とか。100世帯でも1億円ですか、そういう直接的なものなるべくコストをできないかというようなお話をさせていただいております。

角田の市長は、齋町長のお話を受けまして、新たな予定地、113号線の近くに新たな予定地も何か想定をしているようでございます。ですけれども、三つの候補地がありますが、現実的には角田市議会、これまでの努力もでございますので、言うことは簡単なんです、最終的に柴田町が、もしだめなときに柴田で引き受けますと言う覚悟がない限り角田市の意向に沿った形でコストを安くして、費用を安くして最終処分場をつくらなければならないのかなというふうに今のところ考えているところでございます。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

7番（白内恵美子君） かなり大変だとは思いますが、どこの市町も財政的にはかなり厳しいわけですから、ですからやはり財政に見合ったというか、大型化ではなくできるだけごみを削減した上での最低必要な施設とすること。それから、環境に配慮して、本当に溶融炉がいいのかどうかも再検討ということをお願いして、私の質問を終わります。

議長（伊藤一男君） これをもって7番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会いたします。

あす午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時36分 散会